

翻 訳

明代律例刊本所附「比附律條」考

黄 彰 健 著
猪俣貴幸・明律研究會 訳注

はしがき

かつて黄彰健が指摘したように、明の初期には峻烈な単行指令を衙門や市街・郷村に掲示する「榜文」が現れ、司法の上では榜文が主、律が輔の役割を果たしていた¹⁾。しかし、これは太祖の圧倒的な指導力あったればこそ可能なことであり、基本法典たる律よりも単行指令が優先する司法体制に永続性がないことは太祖自身も自覚していたらしい。それが証拠に、洪武二十八（1395）年ごろから、太祖は法源を律へと一元化する動きを見せる。同2月には刑部から「律條の條例と同じからざる者は、宜しく更定して所司をして遵守せしむべし」との上奏を受けるが、太祖は「法令は、防民の具、輔治の術なるのみ。經有り、權有り。律は常經なり。條例は一時の權宜なり。朕、天下に御して將に三十年にならんとし、有司に命じて律を定めしめてより久し。何ぞ更定するを用ひんや」と、律を「常經」、條例を「一時の權宜」として、律の更定を否定している²⁾。また同年9月に示された『皇明祖訓』では「以後子孫、皇帝と做る時、止だ律と大誥とのみを守れ」と見える³⁾。さらに、洪武三十（1397）年に『大明律誥』を頒行するに際しては「凡て榜文・禁例、悉く之を除け」と曉諭していることなどがその例証である⁴⁾。こうした彼の意思は、永樂帝が踏襲してより、歴代皇帝がその即位詔において前代の條例革去と「一に大明律に依りて科斷せよ」との法源一元化を宣明することで、祖宗の法を立て、一時の權宜によって作られた條例を一掃していくこととなる。

この條例革去が弘治帝の即位詔には見られず、その弘治十三（1500）年に副次法典『問刑條例』が作られる。これは、建国から一百年を経た成化朝において、『大明律』だけでは司法行政に対応しきれなくなってきたことと、即位ごとに革去されてしまう條例の中に、律の補完の役割を果たすものが相当数あることを認識してのことであった⁵⁾。

＊

さきにわれわれが『立命館文学』に訳注を連載してきた『皇明條法事類纂』卷四八・刑部類・斷罪引律令に載せられた條例たちは、前述の成化から弘治にかけての條例をとりまく司法行政の一端を示す好史料たちである⁶⁾。特に、「訳注稿（下）」において紹介した成化朝における「會定見行律條」なるテキストの廃毀には、長大な後日談が存在し、それに関するわれわれ明律研究会としての見解は「訳注稿（下）」の「解説」に示した⁷⁾。

その「解説」は基本的に『明代律例彙編』（中央研究院歴史語言研究所、1979年）の卷末附篇「明代律例刊本所附「比附律條」考」（以降「原論考」）を踏まえていることは大方の察する通りである。この原論考は、その題目が示すように、明代に刊刻された明律、さらには民間で発行された類書の刊本に附録されている「比附律條」と称する法律條文を整理し、考察を加えたものである。「訳注稿（下）」で見た成化年間の「現行律條」廃毀ののち、その数に変動こそあれ「比附律條」は明末

清初まで種々の律例関連書籍に収録され続けたことをあとづけ、国内外に伝存するそれらの刊本を当時として期しうる限り、悉皆調査し、テキストを校勘して108條の比附律條を復原した頭の下がるような労作である。これにより、仁井田陞も依拠した『事類纂』や『成化條例』・『大明九卿事例案例』が「一百八十條」とする比附律條の数について、「十」が衍字で「一百八條」とする『明憲宗實錄』が正しかったことを証明したことなど中国法制史研究にあたえた影響は大きい⁸⁾。

本稿は、明代法制史研究における名著と目されながら、これまで日本語訳されてこなかった原論考について、中央研究院歴史語言研究所の許諾を得て、本文には日本語訳と多少の補註を施し、復原「比附律條」はその原文を収録したものである。

凡 例

- 原文の底本には黄彰健編著『明代律例彙編』（中央研究院歴史語言研究所、一九七九年。中央研究院歴史語言研究所專刊之七十五。以降「原著」）下册、pp.1027-1056 所載のテキストを使用した。
- 地の文は現代日本語としての理解しやすさを追求しつつ、原文の持つ文語の格調を損なわぬ翻訳を目指した。
- 原則として常用漢字を用いたが、引用史料は正字で統一した。
- 随処に引用された史料は原文・書き下しを並記した。逐一原典を確認し、いくばくかの校訂を加えた部分は【訳者補注】として注に記した。
- 翻訳上必要と思われる箇所にも【訳者補注】をつけて補足説明などを加えてある。
- 108 條におよぶ「比附律條」の部分については、原著が日本において古書も含めてほぼ市場に出回っていない現状と、その資料的価値とに鑑みて、黄彰健の校定した原文のみを掲載し、弊会として校訂や翻訳は施していない。それゆえ、一部に「 」「 』」などの用法に不統一もあるが、これは黄彰健の原文に準拠したものである。

明代律例刊本所附「比附律條」考 ——明代律例刊本に附された「比附律條」について——

『漢書』刑法志に、

廷尉不能決、謹具爲奏、傳所當比律令以聞。⁹⁾

廷尉の決する能はざれば、謹んで具して奏を爲し、当たるところに傳して律令を比して以聞せよ。¹⁰⁾

とある。『唐律』の「斷罪無正條」には、

其應出罪者、則舉重以明輕。其應入罪者、則舉輕以明重。¹¹⁾

其れ應に罪を出すべき者は、則ち重きを舉げて以て輕きを明らかにす。其れ應に罪に入るべき者は、則ち輕きを舉げて以て重きを明らかにす。¹²⁾

といい、『宋刑統』卷三十、斷獄律に引かれた長興二（931）年敕の節文^{あらし}には、

律格及後敕内、並無正條、即比附定刑。

律格及び後敕の内、並びに正條無くんば、即ち比附して刑を定めよ。¹³⁾

と見える。これこそが『明律』の「斷罪無正條」にあたるものであって、「律を引いて比附」することの本源である。

『明律』の「斷罪無正條」当該條の全文は、

凡律令該載不盡事理、若斷罪而無正條者、引律比附、應加應減、定擬罪名、轉達刑部議定奏聞。若輒斷決、致罪有出入者、以故失論。

凡そ律令に該載し盡くさざる事理¹⁴⁾、若し罪を斷ずるに正條無き者は、律を引きて比附し、應に加ふべく應に減ずべく、罪名を定擬し、刑部に轉達して、議定まりて奏聞す。若し輒^{たやす}く斷決して、罪に出入有るを致したる者は、故失を以て論ず。¹⁵⁾

となっている。『大明律講解』に引かれた「解頤」には、

以物相並曰比、依憑爲則曰附。……如奴婢誹謗家長、律無正條、合比依凡子孫罵祖父母父母者絞。又如奴婢放火燒主【健按：主下脫「房屋」二字】亦無正條、比附凡奴婢罵家長者絞。……如父亡、母卻嫁人、身歿合葬後家、其前子盜母尸回葬、事發、問無正條、當比附盜賊律、如盜天尊佛像崇敬者、計贓准竊盜論、一百二十貫、杖一百、流三千里。蓋佛像天尊、同爲僧道父母、不合盜去別處寺觀崇奉。然其親、母既已改嫁、於父義絕、死葬後家、不合盜回埋葬、比與天尊佛像一般。緣系斯服之親、得減五等、杖六十、徒一年。¹⁶⁾

物を以て相並^{あいなら}ぶるを比と曰ひ、依憑して則と爲すを附と曰ふ。……奴婢の家長を誹謗するが如きは、律に正條無し。合に「凡そ子孫の祖父母父母を罵る者は絞とす」に比依すべし。又た、奴婢放火して主が房屋を燒くが如きも亦た正條無く、「凡そ奴婢の家長を罵る者は絞とす」に比附す。……父亡く、母^{ふた}卻び人に嫁ぎ、身歿して後家に合葬せらるるに、其の前子、母が^{しかばね}尸を盗みて回葬するに、事發して、問するが如きも正條無し。當に盜賊律に比附し、「天尊佛像崇敬を盗みたる者」の如く、贓を計ふるに竊盜に准じて論じ、一百二十貫、杖一百、流三千里とすべし¹⁷⁾。蓋し佛像・天尊、ともに僧道の父母たれば、合に別處の寺觀に盜去して崇奉すべからず。然るに其の親、母^す既已に改嫁し、父に於いては義絶¹⁸⁾し、死して後家に葬らるるに、不合にも盗み^{かえ}回りて埋葬したれば、比するに「天尊佛像」と一般なり。緣として期服の親に係れば、五等を減ずるを得て、杖六十、徒一年とす。¹⁹⁾

という。『大明律講解』はさらに、英宗の時の御史張楷が著した『律條疏議』を引いて、

律令條款、或有其事而不曾細開、是爲「該載不盡」。或跡其所犯、無有正當條目以斷、是爲無正條。凡若此、必當推察情理、援引他律以相比附。如京城門鎖鑰、守門者失之、於律止有誤不下鎖鑰、別無遺失之罪、是該載不盡也、則比附遺失印信巡牌之律擬斷。又如詐他人名字・附巡

牌、進入内府、出時、故不勾銷、及軍官將帶操軍人、非理虐害、以致在逃、律無……正條、則……詐附巡牌者²⁰⁾、比依投匿名文書告言人罪律。虐害軍人者、比依牧民官非理行事激變良民者律。……²¹⁾

律令の條款、或いは其の事有れども曾て細開せざれば、是れ「該載不盡」たり。或いは其の犯すところを跡^{きは}むるも、正當なる條目有りて以て斷ずる無し、是れ「無正條」たり。凡そ此くの若くんば、必ず當に情理を推察して、他律を援引し以て相比^{あい}附すべし。京城門の鎖鑰、門を守る者、之を失ふが如きは、律に於いては止^ただに「誤りて鎖鑰を下さず」を有つのみ、別に遺失の罪無し、是れ「該載不盡」なり。則ち「印信巡牌を遺失す」の律に比附して擬斷す。又た如はば他人の名字を詐^{いつわ}りて、巡牌を附し、内府に進入し、出づる時、故^{ことさ}らに鎖^かを勾^かけず、及び軍官將帶操軍人を將て、理に非ずして虐害し、以て逃に在るを致すに、律に……正條無くんば、則ち……詐りて巡牌を附したる者は、「匿名の文書を投じて人罪を告言す」の律に比依す。軍人を虐害せる者は、「牧民官の理に非ずして行事し良民を激變したる者」の律に比依す。……

という。「解頤」という書物は、作者不明である²²⁾。『大明律講解』は、洪武朝の何廣『律解辯疑』を引用した後すぐに、『解頤』及び『律條疏議』を引いていることから、『解頤』の作者もまた、張楷以前の人物であることがわかる。しかも、その時すでに若干の比附律條の事例があつて、律家が律に注釈をつけるに際して、徵引（根拠として引用）されるものとなっていた²³⁾。

『憲宗實錄』には、

成化十五年閏十月甲戌、命毀刊行「會定見行律條」。巡撫南直隸兵部尚書兼都察院左副都御史王恕奏、「律乃治天下大法。……名例律有曰、『凡律令該載不盡事理、若斷罪而無正條者、引律比附、應加應減、定擬罪名』。近在京書坊刊行『大明律』、後有『會定見行律』一百八條、不知何時而會定者。內之法官老於刑名者、必不依此比附。但恐流傳四方、未免有誤新進之士」。略舉其兵律多支廩給條、及刑律罵制使及本管長官條、皆輕重失倫、不可行於天下、乞以其板毀之。至是法司會議、宜以恕言通行內外、法官自後斷罪、悉依大明律並奏准見行事例。敢有再稱會定律條、比擬出入人罪者、以故出入人罪論。仍行書坊即將所刻本燒毀、違者並治以罪」。從之。²⁴⁾

成化十五年閏十月甲戌（戌）、命じて刊行せる「會定見行律條」を^{こぼ}毀たしむ。巡撫南直隸兵部尚書兼都察院左副都御史王恕奏すらく、「律は乃ち天下を治むる大法なり。……名例律に曰ふ有り、『凡そ律令に該載し盡くさざる事理、若し罪を斷ずるに正條無き者は、律を引きて比附し、應に加ふべく應に減ずべく、罪名を定擬し』と。近ごろ在京の書坊の刊行せる『大明律』に、後に『會定見行律』一百八條有り、何れの時にか會定せる者なるを知らず。内の法官の刑名に^な老れたる者は、必ず此に依らずして比附するも、但だ恐らくは四方に流傳し、未だ新進の士を誤らしむる有るを免れざるを」と。^{あらま}略しに、其の兵律多支廩給條、及び刑律罵制使及び本管長官條を挙げれば、皆な輕重に倫を失ひ、天下に行ふべからず。乞ふらくは其の板を以て之を毀たんことを。是に至りて法司會議し、宜しく恕が言を以て内外の法官に通行し、自後、罪を斷ずるに、悉く大明律並びに奏准せる見行の事例に依るべし。敢て更に會定律條と稱して、比擬し人罪を出入せる者有らば、故出入人罪を以て論ず。仍ほ書坊に行して即ち刻するところの本を將て燒毀せしめ、違ふ者は並びに治するに罪を以てす。之に従ふ。²⁵⁾

という事件が載っている。このとき、刑部は王恕の題奏に覆奏しており、その内容は『皇明條法事

類纂』下冊 p.374 (【訳者補注】卷四八「斷罪引律令」第三條)に見える。この題本は、王氏の原奏を以下のように引く。

臣昔備員法司、未見有所謂「會定見行律條」者。近得在京書坊刊行「大明律」、後有會定律一百八十條。【健按、「十」字系衍文、説詳後。】……未協於中、不可行於天下。……且如兵律「多支廩給」條云、「凡出使人員、多支廩給者、計贓以不枉法論。當該官吏、與者減一等。強取者、以枉法論。官吏不坐」。今會定見行律條則云、「多支廩給、比常人盜倉庫錢糧論」。且不枉法贓一貫以下杖六十、二貫之上至一十貫杖七十、不刺字。常人盜倉庫錢糧、一貫以下杖七十。一貫之上至五貫、杖八十。一十貫、杖九十、刺字。二者之贓、相去遠甚、此乃有正律而又比附以入人罪者也。又如刑律「罵制使及本管長官」云、「凡奉制命出使、而官吏罵詈、及部民罵本屬知府知州知縣、軍士罵本管指揮千百戶、若吏卒罵本部五品以上長官、杖一百。若罵六品以下長官、各減三等。罵佐貳首領官、各減一等」。今會定見行律條則云、「罵三品以上官、比依罵祖父母父母律絞」、又云、「罵職官、比依奴婢罵家長期親」。且指揮使指揮同知、皆三品官也、本屬軍士罵之者、律不過前項杖罪。又「毆制使及本管長官」條云、「若流外官及軍民吏卒、毆非本管三品以上官者、杖八十、徒二年。傷者、杖一百、徒三年。折傷者、杖一百、流三千里。毆傷五品以上者減二等。若減罪輕及毆傷九品以上官者、各加凡鬪傷二等」。毆三品以上官不過徒罪、毆九品以上官不過杖罪。今將罵三品以上官者、比依罵祖父母父母律、坐以死罪。又罵職官者、比依奴婢罵家長之期親律、坐以徒罪。……如蒙乞敕法司會議、合無將此會定見行律條、刊板通行天下問刑衙門、今後問囚悉照大明律議擬、仍照奏准見行事例發落。如果情犯深重、律無正條、照律比附、應加應減、定擬罪名、轉達刑部定擬奏聞。若尋常不應情犯、只依不應律條坐之、不必全依會定律條比附。……²⁶⁾

〔この部分の書き下し・解説は訳注稿(下) (『立命館文学』(674) 2021 年)を参照されたい〕

王氏(王恕)が挙げている「會定見行律條」は、まことに罪の輕重において本来あるべき條理や次序を失っている(失倫)ために、聖旨がくだって法司の建議にしたがって、書坊はこの刊本を焼^や毀^きて、同時に司法官がこれを援引することを禁じている。

王氏によるこの上奏は憲宗成化年間(1465-1487)におこなわれたもので、『大明律講解』は武宗正德五年庚午(1510)に刊行されている。にもかかわらず前に引いた名例律「斷罪無正條」に、『大明律講解』は依然として「比附律」の事例を挙げているのである。

わたくしが、嘉靖五年丙戌(1526)刊行の『大明律直引』を考察したところ、そこに引かれた「問刑條例」の中に「比附律條」があった。たとえば、戸律「私創庵院及僧道」條の、『直引』に附された「問刑條例」には、

僧道舊寺之親【健按、「之親」二字系「觀」字之誤】故【故下脫「僧道」二字】等遺存原造□【按、應系「侍」字】奉佛象三【按、應系「天」字之誤】尊、去別寺院時【按、系「侍」字之誤】奉、此【按系「比」字之誤】依不應、從重【重下脫「論」字】、杖八十。²⁷⁾

僧道の舊寺觀、故僧道等遺存原造の佛象天尊を侍奉して、別寺院に去りて侍奉せば、不應に比依し、重きに從ひて論じ、杖八十とす。²⁸⁾

という。これは「比附律條」であり、前に引いた「解頤」に引かれたものと比較できよう。

また『大明律直引』刑律「罵制使及本管長官」條に附された「問刑條例」には、

罵三品以上長官、此依罵祖父母父母律論。²⁹⁾

三品以上の長官を罵れば、祖父母父母を罵るの律に比依して論ぜよ。³⁰⁾

とある。これはまさしく王恕の上疏で駁斥されているものである。であるならば、このような比附律條は、成化以後において、なおも禁絶することができなかったということである。

『大明律直引』は「比附律條」を「問刑條例」の中に入れているが、わたくしの見た明律刊本のなかで、書末に「比附律條」を附しているものは、日本の東京大学東方文化研究所所蔵の明嘉靖二十三（1544）年邗江書院重刊『大明律例附解』³¹⁾が最も古い。この本に附された「比附律條」は計八十七條ある。また、この本（嘉靖二十三年刊本）に附載されている「問刑條例」は弘治『問刑條例』である。

嘉靖二十九（1550）年、嘉靖『問刑條例』が頒布されると、邗江書院はこれに依拠してこの本を改刊し、その改刊された『大明律例附解』に附載された「問刑條例」は嘉靖『問刑條例』となった。しかし、書末に附録された「比附律條」は已然として前のものと同じであった。明嘉靖池陽秋浦象山書舍重刊本『大明律例附解』³²⁾もまた同様である。そして嘉靖三十三（1554）年汪宗元重刊『大明律例』³³⁾は、その書末に附された「比附律條」はわずかに79條のみで、しかも條款の次序は『大明律例附解』に附されたものとは大きく異なっている。

『大明律例附解』に附せられた「比附律條」は87條ある。隆慶元（1567）年巡按湖廣監察御史陳省校刊本『大明律例』³⁴⁾、萬曆初年巡按山東監察御史王藻校刊本『大明律例』³⁵⁾は省略されて76條になっており、萬曆中葉以後の刊本『大明律例致君奇術』（以後簡稱『致君奇術』）³⁶⁾、『大明龍頭便讀傍訓律法全書』（以後簡稱『龍頭律法』）³⁷⁾、『新刻御頒新例三台明律正宗』（以後簡稱『明律正宗』）³⁸⁾、『刻御制新頒大明律例注釋招擬折獄指南』（以後簡稱『折獄指南』）³⁹⁾、『鑲六科奏准御製新頒一王令典法律』（以後簡稱『一王令典』）⁴⁰⁾、『鼎鑄六科奏准御製新頒分類註釋刑台法律』（以後簡稱『刑台法律』）⁴¹⁾に附された「比附律條」の條数は『大明律例附解』にくらべて多く、105條にもなるものもある。しかしその次序はおおかた『大明律例附解』に附されたものと同じく、おそらくは同一の来源より出たものだろう。今、『大明律例附解』に附されたものを主として、上引の諸書に載せられたものを合わせ、さらに萬曆より崇禎に至る明人の類書に引かれたものを参照し、その重複を取り除くと、ちょうど108條が得られた。すなわち、この108條は成化年間に王恕が見たという「會定見行律條」に他ならない。また、この数字はちょうど『憲宗實錄』に記された「一百八條」と相合する。これこそが『皇明條法事類纂』のいう「一百八十條」の「十」の字が衍字であることの証拠である。

中央研究院歷史語言研究所所蔵の『皇明成化條例』明鈔本、『大明九卿事例按例』明鈔本にも、成化年間に刑部が王恕の上疏に覆奏した題本が掲載されており、いずれも「一百八十條」と誤写している。おそらく、これらの鈔本が『皇明條法事類纂』がもとにした資料なのであろう。『皇明成化條例』、『大明九卿事例按例』、『皇明條法事類纂』は、その書の訛脱の多くが同じであり、おそらくはいずれも同一の来源より出たものであろう⁴²⁾。しかし、『實錄』は檔冊の原本に依拠して纂修されており、その謄録に際しては、慎重を極めて筆写された。それゆえに比較的訛字が少ないので

ある。民間のこの類いの伝鈔本にくらべると、『實錄』を信頼して依拠すべきである。

嘉靖二十三年邗江書院重刊本『大明律例附解』の書末には「比附律條」が附されている。わたくしが『明世宗實錄』嘉靖三十五（1556）年二月戊午（19日）條を考究するに、そこには、

吏部尚書李默頗與嚴嵩爲異同。……嵩、趙文華惡默滋甚、……乃摘默部試選人策目有「漢武唐憲咸以英睿興盛業、晚節乃爲任用匪人所敗」等語、指爲謗訕、奏之。……上覽疏大怒、下默鎮撫司拷訊。刑部尚書何鰲遂坐默比擬子罵父者律絞。上曰、「律不著臣冒君文、謂必無也。今有之、其加等處斬」。⁴³⁾

吏部尚書李默、頗る嚴嵩と異同を爲す。……嵩、趙文華は默を惡むこと滋々甚だしく、……乃ち默が部試選人策目に「漢武唐憲咸な英睿を以て盛業を興すも、晚節乃ち匪人を任用して敗るところと爲る」等の語有るを摘し、指して謗訕と爲し、之を奏す。……上、疏を覽て大いに怒り、默を鎮撫司拷訊に下す。刑部尚書何鰲、遂に默を坐して子の父を罵る者律に比擬して絞とす。上曰く、「律に臣の君を冒るの文を著さざるは、必ず無かるべきを謂ふなり。今之れ有り、其れ等を加へて斬に處せ」と。⁴⁴⁾

とある。今、『大明律例附解』に載せられた「比附律條」と比較してみると、「比附律條」にまさしく「朝廷を誹謗したれば、子孫の祖父母を罵るの律に比依して絞とす」という一款がある。これぞまさに刑部尚書何鰲がこの獄を議した時に依拠したものである。しかし世宗は「臣下が主君を罵ったことは、子が父を罵った場合の律に比附し、等を加へて斬刑に處せ」と命じている。これは更に不合理である。

萬曆十三（1585）年、刑部尚書舒化は『大明律附例』新刻本を進呈した。この本に附された萬曆『問刑條例』最末の一款に、

條例申明頒布之後、一切舊刻事例、未經今次載入、如比附律條等項、悉行停寢。凡問刑衙門敢有恣任喜怒、妄行引擬、或移情就例、故入人罪、苛刻顯著者、各依故失出入律坐罪。其因而致死人命者、除律應抵死外、其餘俱問發爲民。

條例は申明して頒布せるの後、一切の舊刻の事例、未だ今次の載入を経ず、比附律條等の項の如きは、悉く停寢を行へ。凡そ問刑衙門の敢て恣に喜怒に任せ、妄りに引擬せ行め、或は情に移りて例に就き、故らに人罪を入れ、苛刻なること顯著なる者有らば、各々故失出入律に依りて罪に坐す。其れ因りて人命を致死する者は、律の應に死に抵たるを除くの外、其餘は俱に問發して民と爲せ。⁴⁵⁾

とある。萬曆十三（1585）年、問刑條例を修改するに際して、すでに「比附律條」に載せられているものの中に不合理なものが有ることが判明していた。そのため「悉行停寢」を命じたのである。それゆえ萬曆十三年以後の明代律例刊本、例えば『大明律解附例』（山東巡撫鄭汝璧纂注）、『大明律集解附例』（都御史衷貞吉等纂注）、『大明律附例批注』（大理寺少卿姚思仁注）、『大明律集解附例』（浙江巡撫高舉發刻）、『大明律附例箋釋』（王肯堂）、崇禎刊本『臨民寶鏡』、『刑書據會』、の書末にはいずれも「比附律條」を附していない。

王肯堂『大明律附例箋釋』は明代律学の名著である。この本は萬曆四十（1612）年に刊行された。

この本の明律「斷罪無正條」の箋釋には、

今問刑者、於死罪比附、類皆奏請。徒流以下比附、鮮有奏者。安得罪無出入也哉。雖無出入、猶當以事應奏不奏論、其亦不思也夫。凡律無罪名、而令有禁制者、犯者、以違令（大明令）論。律無正條之事、情稍輕者、以不應杖罪論。情輕者、以答罪論。今有司於律有正條者、亦問不應。於情輕者、亦問杖罪。於無力者亦審稍有力。即無力的決者、除法該拷訊不論外、其問時決打之數、應通折算而不折算、皆當以故入人罪論者也。

今、問刑する者は、死罪の比附に於いては、類^{すべ}皆な奏請す。徒流以下の比附は、奏有る者鮮し。安んぞ罪に出入無きを得んや。出入無きと雖も、猶ほ當に「事の應^{まさ}に奏すべきに奏せず」を以て論ずべきがごとし。其れ亦た思はざらんか。凡そ律に罪名無く、而れども令に禁制有る者は、犯す者は、令（大明令）に違ふを以て論ず。律に正條無きの事、情として稍や輕き者は、不應杖罪を以て論ず。情として輕き者は、答罪を以て論ず。今、有司律に於て正條有る者は、亦た不應に問す。情に於て輕き者も、亦た杖罪に問す。無力なる者に於いても亦た審して稍や有力となす。即ち^{ただ}に無力的決すべき者は、法として該^{まさ}に拷訊すべくして論ぜざるを除くの外、其の問時決打の數、應に通^{すべ}て折算すべきも折算せざるは、皆な當に故入人罪を以て論ずべき者なり。⁴⁶⁾

これは萬曆年間の刑官が、死罪に比附する場合には、依然として奏請を行なっていたことを示す。徒流以下については、比附奏請の煩しさを免れようとし、こうして明律「不應爲」條に依拠して科斷したのである。明律「不應爲」條にはこうある。

凡不應得爲而爲之者、笞四十（謂律令無條、理不可爲者）。事理重者杖八十。

凡そ應に爲すを得べからずして之を爲す者は、笞四十（律令に條無きも、理として爲すべからざる者を謂ふ）。事理の重き者は杖八十。⁴⁷⁾

明代成化年間に、王恕が奏請して比附律條を禁革した時にも、また「尋常不應の情犯、只だ不應律條に依りて之に坐すなり」と言っている。

萬曆十三（1585）年以降の明代律例刊本は「萬曆問刑條例」に準拠しており、「比附律條」を削除して収録していないことが多いとはいえ、それでも民間の書坊によって刊行された律書、たとえば『致君奇術』・『龍頭律法』・『明律正宗』・『折獄指南』・『一王令典』・『刑台法律』や、民間の書坊により刊行された類書、『新鐫天下備覽文林類記萬書萃寶』⁴⁸⁾、『新鐫全補天下四民利用便觀五車拔錦』⁴⁹⁾、『鼎鍔崇文閣匯纂四民捷用分類萬用正宗』⁵⁰⁾、『新鐫燕台校正天下通行文林聚寶萬卷星羅』⁵¹⁾、『新刊翰苑廣記補訂四民捷用學海羣玉』⁵²⁾、『新刻艾先生天祿閣匯編採精便覽萬寶全書』⁵³⁾などは、依然として「比附律條」を附録している。清の世祖が入関し、順治四（1647）年に頒行された『大清律集解附例』⁵⁴⁾は、巻首の「眞犯死罪充軍爲民例」の後に、なおも「比附律條」を附録しており、加えて注にこのように言っている。

比附律條、革久不用、今亦存留備考。

比附律條、革して久しく用ゐざるも、今亦た存留して考に備ふ。⁵⁵⁾

これは明末の刑官が断獄するに際して、依然として「比附律條」を参照・依拠することがあったことを示している。これはまた順治律が「比附律條」を「存留備考」としたゆえんでもある。

順治律に附された「比附律條」は隆慶元年陳省校刊本『大明律例』に基づいて収録されたものであるが、それでも比附律條7條を削除している。それゆえ69款を保有するばかりである。

雍正年間には「比引律條」はわずかに30款を保存するのみであった。清の乾隆年間に、刑部侍郎の吳壇による『大清律例通考』⁵⁶⁾ 卷四十「比引律條」の後に附された吳氏の按語には、

謹按、以上比附各條、順治康熙律內共載有六十九條、悉仍明律舊例、並於「比附律條」四字下注有、「比附各條、革久不用、今亦存留備考」字樣。並旁批、「或有萬無可引者、然後從此」等語。【彰健所見清順治律刊本未有此旁批、此旁批當見於康熙律刊本、俟考。】雍正三年律例館奏准刪去四十一條、另錄附後、僅存二十八條、又增入「強竊盜犯、捕役帶同投首、有救令及賄求故捏情弊、比照受財故縱律治罪」一條、及「考職貢監生、假冒頂替者、比照詐假官律治罪」一條、共計三十條、纂輯如右、至今仍之。

又按、前三十條內、有已經定爲正條、列入本律、無庸比照者、有典現行定例不符者、均應刪除。如「強竊盜犯、捕役帶同投首」一條、已列入「名例」「犯罪自首」條內、作爲正條。又「考職貢監生、假冒頂替」一條、已列入「吏」「職制」「貢舉非其人」條下、作爲正條。又「拖累平人致死」一條、亦已入「刑」「訴訟」「誣告」條下、作爲正條、俱毋庸比依。

謹んで按ずるに、以上の比附各條は、順治・康熙の律内に共せて載するに六十九條有り、悉く明律の舊例に仍り、並べて「比附律條」四字の下に於て注するに「比附各條、革して久しく用ゐざれば、今亦た存留して備考す」の字樣有り。並びに旁批して、「或は萬にも引くべくも無き者有らば、然る後、此に従ふ」等の語あり。【わたくし彰健が參見した清順治律の刊本には、この旁批が見当たらない。この旁批はおそらく康熙律の刊本に見えるものであろう。後考を俟ちたい。】雍正三（1725）年、律例館奏准し四十一條を刪去し、另録して後に附し、僅かに二十八條のみを存し、又た「強竊盜犯、捕役帶同して投首し、救令及び賄して故らに捏ねんことを求むるの情弊有れば、受財故縱律に比照して治罪す」の一條、及び「職貢監生を考するに、假冒頂替せる者は、詐假官律に比照して治罪す」の一條を増入し、共せて計三十條、纂輯して右の如し、今に至りて之に仍る。

又た按ずるに、前の三十條の内に、已經に定まりて正條と爲り、本律に列入し、比照に庸^{もち}ふる無き者有り。現行の定例と符せざる者有り。均しく應^{まさ}に刪除すべし。「強竊盜犯、捕役帶同投首」の一條の如きは、已に「名例」「犯罪自首」條内に列入し、正條と作爲る。又た「考職貢監生、假冒頂替」の一條は、已に「吏」「職制」「貢舉非其人」條下に列入し、正條と作爲る。又た「拖累平人致死」の一條も、亦た已に「刑」「訴訟」「誣告」條下に入り、正條と作爲る。俱に比依の字樣を庸^{もち}ふる母れ。⁵⁷⁾

清の宣統元（1909）年、修訂法律大臣法部右侍郎沈家本は『大清現行刑律案語』を進呈した。この本の書末において、「比引律條」に附された沈氏の「案語」には、

臣等查此引律條、原共三十條。光緒三十年、業由刑部奏刪十條。除「僧道徒弟與師共犯罪」等十五條、現已依類修並各律例外、尚有應行議刪者五條。謹分具案語、開列於後。

臣等、比引律條を査するに、原より共^{あわ}せて三十條。光緒三十（1904）年、業に刑部の奏に由りて十條を刪^{けず}

る。「僧道徒弟與師共犯罪」等十五條、現已に類に依りて修して各律例に併すを除くの外、尚ほも應に刪らんことをを議するを行ふべき者五條有り。謹んで分かちて案語を具し、後に開列す。⁵⁸⁾

とある。これは明代律例刊本に附された「比附律條」が、清末に至って始めて削除されていずれも存在しなくなったことを示している。これもまた源遠流長というべきものである。

明制では、断獄するに際して律を引いて比附することができるが、その場合には上奏以聞して決裁を取る必要があった。もし、律意に違反して罪に出入があったならば、「故失（わざと擬罪を失した）」として論断する。また、もし罪に出入が無くとも、「事の應に奏すべきも奏さず（奏請すべき事案を奏請しなかった）」として論断した。明代律例刊本に附された「比附律條」は、書坊の編集したものであるとはいえ、その収録された一條一條については、刑部の判例の依拠となつたらしいものがある。たとえば前に引いた「朝廷を誹謗せば、子孫の祖父母を罵るの律に比依して絞とす」は、すでに永樂年間の榜文に載せられた誹謗罪の処罰に較べて軽いものとなっている（【原注】拙著「洪武永樂朝の榜文峻令」『明清史研究叢稿』⁵⁹⁾、pp.250-252を参照。）しかし、これがいつの判例に係るものであるのかは、惜しいことにはや考求することはできない。

明律の「断罪無正條」は「律を引きて比附」することを許している。それゆえ、当時の刑官は断獄に際して律を引きて比附することがあった。ここに三つの例を挙げてみよう、

『明憲宗實錄』には、

成化十五年五月庚午、謫兵部左侍郎馬文升戍四川重慶衛。初、文升奉敕往遼東撫諭夷人、時太監汪直亦往按事、巡撫都御史陳鉞譖文升於直、直還朝、會兵部尚書餘子俊有參陳鉞本、鉞疑文升所爲、遂嗾直奏、「文升專擅行事、懷姦不忠、撫安無方、致啓邊釁」。蓋建州海西、夷非一種、文升招撫之、多順服、間有未服而犯邊者、故直以此陷之。錦衣衛指揮吳綬承直意、傳會成獄、刑部不敢違、比依「指揮千百戶致所部軍人反叛者」律、遂命謫戍、人皆冤之。

成化十五年五月庚午、兵部左侍郎馬文升を謫して四川重慶衛に戍せしむ。初め、文升は敕を奉じて遼東に往きて夷人を撫諭す。時に太監汪直も亦た往きて事を按じ、巡撫都御史陳鉞は文升を直に譖す。直は還朝するに、會々兵部尚書余子俊、陳鉞の本を參する有り、鉞は文升の爲すところを疑ひ、遂に直を嗾して奏すらく、「文升は專擅に行事し、姦を懷きて不忠なれば、撫安するに方無く、邊釁を啓くを致す」と。蓋し建州・海西、夷は一種に非ず、文升は之を招撫し、多く順服するも、間ま未だ服さずして邊を犯す者有り、故に直は此を以て之を陷す。錦衣衛指揮吳綬は直が意を承け、傳會して獄を爲し、刑部敢て違はず、「指揮千百戶致所部軍人反叛者」の律に比依して、遂に謫戍を命じ、人皆な之を冤とす。⁶⁰⁾

（『明憲宗實錄』卷一九〇、成化十五年五月庚午條）

『明世宗實錄』には、

嘉靖二十年四月己卯、江西進賢縣民熊恩榮奏進所撰『敬一箴』注解、欲頒布並行、又欲以在野之人與科目並用、上怒、命執下法司拷訊、比「妄生異議、變亂成法」律、坐斬、詔可。

嘉靖二十年四月己卯、江西進賢縣民熊恩榮は撰するところの『敬一箴』注解を奏進し、頒佈並行せんこと

を欲す。又た在野の人を以て科目と並用せんと欲す。上怒り、執へて法司に下して拷訊せんことを命じ、「妄生異議、變亂成法」律に比して、斬に坐す。詔して可とす。⁶¹⁾

(『明世宗實錄』卷二四八、嘉靖二十年四月己卯(23日))

嘉靖三十年四月壬午、經略京城内外都察院左副都御史商大節奏、「臣受命經略京城、但謂事體之未安、綜理之未備、臣得以參酌奏請、助其所不及耳。非有重兵在手、專以戰守爲責者也。今咸寧侯仇鸞乃以京城四郊分布於臣、且雲平時則修築訓練、有警則相機截殺、是京城利害以臣一身當之矣。及查仇鸞分布人馬之數、則止留京軍柔脆者防守九門、而自以精銳五萬中途截殺。儻虜人有知、以一陣衝仇鸞、又以一陣趨京師、在仇鸞則進退失據、在京師則救援無兵。去年之事、爲鑒不遠、乃欲諉臣徒守、難矣。且臣奉命節制者、參將麻宗等巡捕官軍耳、仇鸞又屢爲分調駐札、不令臣知、是巡捕官軍即亦非臣所有。萬一姦宄乘虛竊發、倉卒之間、誰爲捍禦。宜敕兵部詳議、或遵敕諭所開載、或從仇鸞所分布、麻宗人馬或屬之臣、或屬之鸞、或屬之兵部、其修築城堡、訓練兵馬、預處錢糧、應屬何人、並乞早爲裁斷、以便遵行。疏入、上怒其推姦避難、命錦衣衛捕送鎮撫司杖訊、法司議大節罪、比「領兵官已承調遣、不依期進兵策應、因而失誤軍機」律斬。……已大學士嚴嵩等因言、大節固有罪、但法司所擬比、似於所犯未合。蓋原律謂、臨敵時不進兵策應、致誤軍機。今本犯雖涉推避、蓋非臨陣失機之比。乞皇上少霽天威、赦其一死、姑發極邊充戍。……不聽。此均其時刑官迎合權勢、比附失當、故實錄特書之。既比附失當、則其不爲律例刊本「比附律條」所取、亦其宜也。

嘉靖三十年四月壬午、經略京城内外都察院左副都御史商大節奏すらく、

臣、命を受けて京城を經略するも、但だ事體の未だ安からず、綜理の未だ備はらざるを謂ひ、臣以て參酌奏請し、其の及ばざるところを助くるを得るのみ。重兵の手に在る有るに非ず、専ら戰守を以て責と爲す者なり。今、咸寧侯仇鸞乃ち京城四郊を以て臣に分布し、且つ云ふ、平時は則ち修築訓練し、警有れば則ち相機截殺せよと。是れ京城の利害は臣が一身を以て之に當たる。仇鸞分布せる人馬の數を查するに及び、則ち止だに京軍の柔脆なる者を留めて九門を防守せしめ、而も自ら精銳五萬を以て中途に截殺す。儻し虜人知る有りて、一陣を以て仇鸞を衝き、又た一陣を以て京師に趨れば、仇鸞に在りては則ち進退して據を失ひ、京師に在りては則ち救援するに兵無し。去年の事、鑒と爲すに遠からず、乃ち諉臣徒守せんと欲するも、難し。且つ臣命を奉じて節制せし者、參將麻宗等、官軍を巡捕するのみにして、仇鸞又た屢々分調駐札を爲し、臣をして知らしめず、是れ巡捕官軍即ち亦た臣が有するところに非ず。萬一、姦宄の虚に乗じて竊かに發し、倉卒の間、誰ぞ捍禦を爲さん。宜しく兵部に敕して詳議せしめ、或は敕諭に開載するところに遵ひて、或は仇鸞の分布するところに従ひ、麻宗の人馬或は之を臣に屬し、或は之を鸞に屬し、或は之を兵部に屬し、其れ城堡を修築し、兵馬を訓練し、錢糧を預處し、應に何人を屬すべきや。並びに乞ふらくは早に裁斷を爲し、以て遵行に便ならしめんことを。

疏入り、上其の推姦避難を怒り、錦衣衛に命じて鎮撫司に捕送して杖訊し、法司は大節の罪を議し、「領兵官已承調遣、不依期進兵策應、因而失誤軍機」律に比して斬とす。(…中略…) 已に大學士嚴嵩等因りて言ふ、大節は固より罪有り、但だ法司の擬比するところ、犯すところに未だ合せざるが似し。蓋し原律に謂ふ、敵に臨みし時、兵を進むるに策應せず、軍機を誤つを致す。今、本犯は推避に涉ると雖も、蓋し陣に臨みて機を失するの比に非ず。乞ふらくは皇上少や天威を霽らし、其の一死を赦し、姑く極邊に發して戍に充てんことを。(…中略…) 聽さず。⁶²⁾

(『明世宗實錄』卷三七二、嘉靖三十年四月壬午(24日))

これらはいずれも、その時の刑官が、権勢に迎合して、妥当性を欠いた比附をおこなっている。それ故に『實錄』は特にこれを書き記しているのである。この時の比附は妥当性が失われているため、律例刊本に附された「比附律條」はこれらを採用していない。これも事宜を得ているといえる。

明代律例刊本に附された「比附律條」は、その本源を成化年間の書坊が公刊した『大明律』の後に附録された「會定見行律條」に求められる。これは書坊が編纂したものであって、朝廷の欽定を経たものではなく、それ故にその順序は凌乱として、その字句もまた妥貼を欠いている。後にこれに明るい人びとが、各々喜愛に憑いて、意を以て去取した。そのため刊刻された律例の卷末に附された「比附律條」は、その條数が多かったり少なかったりする。しかし、それらは一つの源から出たものであるから、その條款の順序はだいたい同じである。

この類の比附律條は、萬曆の時にはすでに「悉く停寢を行へ」と言明されているが、清の順治律はこれを保存し、参考に供している。その後も斟酌・刪並して律例の正條としている。このことは、このような「比附律條」が、刪改・併合の前において、存在する必要があったということを証明することができよう。『明律』は明の太祖が定めたものであり、明人はこれを随意に更改することはできず、そのため別に「條例」をつくって律を輔けることとした。比附律條による斷獄は、本来であれば奏聞して敕裁を取る必要があり、例とすることもできなかった。しかし、すでに人が編輯したものがあれば、則ちまたそれを参考に供することはできるけれども、やはり別に條例を制定することはしなかった。これこそ、「比附律條」が成化年間において禁に遭いながら、その後も依然として律に附録して刊行されつづけた理由である。

王恕が見たという『大明律』書坊刊本は、末に「會定見行律」一百八條を附録しており、この刊本はすでに憲宗の時に焚毀された。その後、律書の刊本に附された「比附律條」は、いずれもその来源に言及しない。それ故、清末の律学名家たちも明代「比附律條」に論及していながら、訛誤を免れなかったのである。

清光緒年間の刑部尚書薛允升は『讀例存疑』卷五十二の按語にこのようにいう、

前明律例之外、又有比附律六十餘條、系嘉靖年間奏准纂入。蓋因例無專條、即可據此以定罪也。國朝屢次增刪、祇存三十條。其言明代律例有比附律六十餘條、即誤以順治律比附律條數爲嘉靖時「比附律條」數。其言「嘉靖年間奏准纂入」、亦與史實不符也。

前明は律例の外、又た比附律六十餘條有り、嘉靖年間奏准して纂入するに係る。蓋し例に專條無きに因り、即ち此に據りて以て罪を定むべければなり。國朝屢次增刪し、祇だ三十條を存するのみ。と。其れ明代の律例に比附律六十餘條有りと言ふは、即ち誤つに順治律の比附律條の數を以て嘉靖時の「比附律條」の數と爲せばなり。其れ「嘉靖年間奏准纂入」と言へるも、亦た史實と符せざるなり。⁶³⁾

律学は清代においては顯学ではない。そのため『明史』刑法志に記載された明代刑律の事は、訛誤がきわめて多い。王恕が「會定見行律條」の廢毀を奏請した事については、

成化十五年、南直隸巡撫王恕言、大明律後有會定見行律百有八條、不知所起。如兵律加支廩給、刑律罵制使及本管長官條、皆輕重失倫、流傳四方、有誤官守。乞追板焚毀。令即焚之、有依此律出入人罪者、以故論。

成化十五年、南直隸巡撫王恕言ふ、「大明律の後に會定見行律百有八條有り、起るところを知らず。兵律・加支廩給、刑律・罵制使及び本管長官條の如きは、皆な輕重に倫を失し、四方に流傳せば、官守を誤たしむる有り。乞ふらくは板を追して焚毀せしめんことを。即ち之を焚せしめ、此の律に依りて人罪を出入せし者有らば、故を以て論ず」と。（『明史』卷九三、刑法志、律令）

つまり、刑法志はこの108條が比附律であることを明言していない。「以故論」の部分も「以故失論」に改めるべきである。

日本の仁井田陞の著作に『中國法制史研究』がある。本書の「刑法」第六章「中國法の類推解釋」は、引用された典拠が博洽で、すこぶる新義^{まなぶところ}が多い。ただ、これについては、「王恕會定見行律條百八十條を廢さんことを奏請す」と、『皇明條法事類纂』の誤文に依拠している。仁井田氏は『憲宗實錄』を参考にせず、また現存する明律刊本に附された「比附律條」を合計することもなく、また王恕の見た本の古さを理由に、『皇明條法事類纂』の誤字を改正しなかったのである。本文が論じてきたことにより、仁井田氏の不備を補うことができよう。

明代律例刊本及び明代類書刊本に附された「比附律條」については、今、輯校して後ろに附刊する。

比附律條

嘉靖二十三年邗江書院重刊本『大明律例附解』に収録されたものに依拠し、嘉靖三十三年汪宗元刊本『大明律例』、隆慶元年陳省刊本『大明律例』、萬曆初年王藻刊本『大明律例』、萬曆刊本『致君奇術』、『龍頭律法』、『明律正宗』、『折獄指南』、『一王令典』、『刑台法律』、および清順治四年『大清律集解附例』を用いて校勘した。

明代の萬曆より崇禎年間までに刊行された類書、『萬書萃寶』、『五車拔錦』、『萬用正宗』、『萬卷星羅』、『學海羣玉』、『萬寶全書』に載せられた比附律條についても、また校勘の材料とした。繁冗を免れんがために、その異文を列挙することは省略した。

「比附律條」は、『致君奇術』、『折獄指南』、『一王令典』、『刑台法律』にては誤って「比附雜犯罪律」とし、『龍頭律法』は「比附雜犯」、『萬寶全書』は「欽頒問刑律」に作る。

1. 發賣豬羊肉灌水，及米麥等插和沙土貨賣者，比依客商將官鹽插和沙土貨賣者，杖八十（汪本第十三款）（龍頭律法第二款）

發賣，「致君奇術」、「龍頭律法」、「明律正宗」、「折獄指南」、「一王令典」、「刑台法律」作屠宰。豬羊肉，「致君奇術」、「明律正宗」、「刑台法律」作豬牛肉。「龍頭律法」作豬牛，無肉字。「插和」、龍頭律法、明律正宗、刑台法律無插字。

2. 扯破寶鈔，比依棄毀制書律斬。（汪十一）（龍一）

順治律「比附律條」無此款。

3. 姦義女，比依姦妻前夫之女律，杖一百，徒三年。（汪六十二）（龍三）

順治律無「杖一百，徒三年」六字。

致君奇術、一王令典、刑台法律「比」誤「皆」。龍頭律法「年」下衍「處決」二字。

4. 姦親女，比依姦子孫之婦，又比依姦兄弟之女者律斬，決不待時。律無該載，合依比附律條斬。
(汪六十五)(龍四)

此條，汪本作：「姦親女，比依姦子孫之婦，兄弟之女，斬」。致君奇術、龍頭律法、明律正宗、一王令典、刑台法律、脫「親」字。「龍頭律法」、「萬寶全書」「斬」作「絞」，無「律無該載，合依比附律條斬」十一字。「折獄指南」「兄弟之女」作「兄弟之婦」，「斬」作「絞」。

5. 男女定婚未曾過門，私下通姦，比依子孫違犯教令律，杖一百。(汪十)(龍六)
6. 姦妻之母姨，比依凡姦論。(汪六十三)(龍七)
7. 義男姦義母，比依雇工人姦家長妻律斬。(汪六十九)(龍九)

汪本及致君奇術、明律正宗、折獄指南、一王令典「斬」作「絞」。萬書萃寶、五車拔錦、萬用正宗、萬卷星羅、學海羣玉，「義男」下有「嗣男」二字。

龍頭律法此款在「姦義男婦」款後。

8. 姦乞養男婦，比依姦妻前夫之女律科斷，其男與婦斷還本宗，但強者斬。(汪六十四)(龍十)

姦乞養男婦，汪本、致君奇術、明律正宗、一王令典無「姦」字。汪本、致君奇術、龍頭律法、明律正宗、「男婦」下有「果係通姦」四字。

「斷還本宗」，汪本斷作歸。此四字，致君奇術、明律正宗、折獄指南作「本不同擬」。龍頭律法無「其男與婦斷還本宗」八字。「但強者斬」作「若係強者處斬」。萬寶全書無此款。

9. 女壻姦妻母，係敗壞人倫，有傷風化，比依本條事例，各斬。(汪五十九)(龍十一)

「有傷風化」，汪本作「難同常論」。

比依，汪本作「合依」。

10. 伴當姦舍人妻，比依雇工人及奴婢姦家長期親者律，絞。(汪六十八)(龍十二)

汪本、致君奇術、龍頭律法、明律正宗、一王令典、「當」作「黨」，誤。

致君奇術、龍頭律法、明律正宗、一王令典及折獄指南「絞」作「斬」。

萬寶全書無此款。

11. 兄調戲弟婦，比依強姦未成者律，杖一百，流三千里。(汪六十一)(龍十三)

順治律「比附律條」無「杖一百，流三千里」七字。

龍頭律法、明律正宗、一王令典脫律字。

12. 強姦女，比依姦子孫之婦，兄弟之女律，斬。(龍五)

汪本、陳省刊本、王藻刊本「大明律例」及清順治律「比附律條」均無此款，蓋以其較第四款僅多一「強」字，故從省略。

「比依姦」，明律正宗脫「姦」字。

13. 姦義男婦，比依姦總麻以上親之妻及妻前夫之女，同母異父姊妹，杖一百，徒三年，強者斬。
(汪六十六)(龍八)

據致君奇術、龍頭律法、明律正宗、折獄指南、一王令典、刑台法律增。

大明律例附解、萬書萃寶、五車拔錦、萬用正宗、萬卷星羅、學海羣玉，均無此款。

「大明律例」陳省刊本、王藻刊本，及清順治律「比附律條」此款為最末一款。

「龍頭律法」此款在「姦妻之母姨」一款之後。

萬寶全書無「強者斬」三字。

14. 姦義妹，比依姦同母異父姊妹律，杖一百，徒三年。(汪六十七)(龍十六)

汪本、折獄指南、一王令典、及清順治律「比附律條」無「杖一百，徒三年」六字。

致君奇術、明律正宗「杖一百徒三年」作「徒」。

15. 弓兵姦職官妻，比依奴及雇工人姦家長期親之妻者律。(汪七十)(龍十五)

汪本「職官」作知縣，無「律」字。「妻者」二字下有「及官吏打死監候犯人，獄卒非理凌虐罪囚致死者，各絞」二十二字，此二十二字係「比附律條」另一條文。(參看本文第四十二款)

明律正宗「弓兵」作「軍伴」。

萬寶全書「奴」作「奴僕」。

致君奇術、龍頭律法、明律正宗、一王令典、萬寶全書「律」作「斬」。

16. 前妻子娶後妻前夫之女為妻，律無文，不禁。(汪五十七)

「大明律例」陳省刊本、王藻刊本、致君奇術、龍頭律法，及清順治律「比附律條」均無此款。

明律正宗、折獄指南、一王令典，此款在第四十六款「加減罪例」後。

萬寶全書此款在第五十一款「打破紗帽」後。

17. 姦乞養男婦，果係通姦的情，比賣(姦?)前夫之女律科斷。其男與婦斷還本宗，強姦者處斬。

此款據「致君奇術」增。明律正宗、折獄指南、刑台法律。「姦乞」上有「欽依，律既無正條，舊例不一，今後」十三字。(一王令典無欽字)明律正宗、一王令典，「強姦者處斬」，作「強姦的處斬欽此」。

大明律例附解、大明律例汪宗元刊本、陳省刊本、王藻刊本、龍頭律法、萬書萃寶、五車拔錦、萬用正宗、萬卷星羅、學海羣玉、萬寶全書及清順治律「比附律條」均無此款。

18. 姦繼母，比依姦父妾律，斬。(汪六十)(龍十四)

19. 罵親王，比依罵祖父母律絞。(汪五十一)

致君奇術、龍頭律法、明律正宗、折獄指南、一王令典、刑台法律、萬卷星羅，萬寶全書無此款。

20. 罵三品以上官長，比依罵祖父母律絞。(汪四十七)(龍十七)

汪本父母下有「父母」二字，致君奇術「絞」作「斬」。

萬書萃寶、五車拔錦、萬用正宗、萬卷星羅，學海羣玉均無此款。

21. 義子罵義父母，比依子孫罵祖父母律絞。（汪四十九）（龍二十）

汪本、致君奇術、龍頭律法、明律正宗、折獄指南，一王令典、刑台法律、萬寶全書，無「罵」下「義」字。萬寶全書「絞」作「斬」。

22. 既聘未娶子孫之婦罵舅姑，比依子孫違犯教令律，杖一百。（汪五十五）（龍二十三）

汪本、致君奇術、龍頭律法、明律正宗、折獄指南、一王令典，無「律杖一百」四字。

致君奇術，龍頭律法、明律正宗、折獄指南、「既」作「凡」。

龍頭律法罵作毀罵。萬寶全書娶作嫁，杖一百作斬。

23. 罵主，比依罵祖父母律絞。（龍二十二）

汪本、萬寶全書無此款。

24. 毀罵職官，比依奴婢罵家長期親論。（龍十八）

汪本、萬寶全書無此款。

25. 奴婢放火燒主房屋，比依奴婢罵家長律絞。（汪七十五）（龍二十五）

龍頭律法「律」下有「問」字。

26. 毀罵義父母，比依罵祖父母律。（汪五十）（龍二十一）

據汪本、龍頭律法、萬寶全書增。明律正宗、一王令典、此款在「既聘未娶」條後。龍頭律法毀上有「義子」二字。

「大明律例附解」、大明律例陳省刊本、王藻刊本、致君奇術、折獄指南、萬書萃寶，五車拔錦，萬用正宗、萬卷星羅、學海羣玉及清順治律「比附律條」均無此款，僅有第二十一款，「義子罵義父母，比依子孫罵祖父母律絞」。而該款，汪本及龍頭律法等書，作「義子罵父母」，則此所謂父母，蓋指生父生母，非義父，母故分作不同兩條。

27. 誹謗朝廷，比依子孫罵祖父母律絞。（汪四十八）（龍十九）

28. 奴婢誹謗家長，比依子孫罵祖父母律論。（龍二十四）

汪本無此款。

萬書萃寶「父」上有「祖」字。萬卷星羅此款在「妻之子打庶母」後。萬寶全書無此款。

29. 殺義子，比依殺兄弟之子律，杖一百，徒三年。故殺者，杖一百，流三千里。（汪三十七）（龍二十六）

萬卷星羅此款在「奴婢放火燒主房屋」後。

30. 妻之子打庶母，傷者，比依弟妹毆兄姊者律，杖九十，徒二年半。（汪四十六）（龍二十七）

汪本、致君奇術、明律正宗、「傷」上有「之」字。

「龍頭律法」「打」作「毆打」，傷上有「有」字，「律」作「其罪合」；「半」下有「若係前妻之子，犯者亦如之」十字。

萬寶全書「傷」上有致字。

31. 干戶私役軍人，不從，踢傷身死，事發，差人押解不服，又將解人打死，比依故勘平人及毆差人致死之罪相等律斬。（汪七十九）（龍三十三）

汪本無「干戶」二字，「押解」作「管解」，「又將解人打死」作「又行打死者」；「毆差人」作「毆打差人」。「致死之罪」作「致死二罪」。

致君奇術「致死之罪」作「致死之心」。

萬寶全書無此款。

32. 養父毆殺乞養子，比依師毆弟子，與伯叔父母毆殺姪同。（汪四十四）（龍二十九）

汪本「養父」作「義父」。龍頭律法、一王令典作「毆殺乞養」，龍頭律法無「父母」二字。

萬寶全書「養父」作「養母」。

33. 乞養異姓子，毆養父母，比依僧道毆受業師，與毆伯叔父母同。（汪四十三）（龍二十八）

陳省刊本王藻刊本大明律例、明律正宗、刑台法律、及清順治律「比附律條」「同」下有「今例與子孫同論年歲，有無娶妻分產」十五字。

「與毆伯叔父母同」，致君奇術，龍頭律法作「共毆伯叔父母」。一王令典脫母字。

34. 謀殺義叔，比依雇工人謀殺家長。已行，罪同子孫殺父母已行律。（汪四十）（龍三十）

萬書萃寶、五車拔錦、萬用正宗、萬卷星羅、學海羣玉，脫「謀殺義叔」四字，與上條誤合為一條。

35. 妻將夫毆打，又行嚇說，你每日將母打罵，我去告你，以致夫自縊身死，比依威逼期親尊長致死者絞。（汪四十一）（龍三十一）

大明律例陳省刊本、王藻刊本、及清順治律「比附律條」「母」上有「父」字。

萬寶全書無此款。

36. 巡捕弓兵，捉獲強盜，綁縛打死，問擬供明。（汪七十七）（龍三十二）

陳省刊本、王藻刊本「大明律例」及清順治律「比附律條」無此款。

致君奇術、龍頭律法「供明」作「威逼」。

37. 如馳驟馬車之人，不以資次緩行，却自奔競，因而殺傷人者，將使車之人拿送法司，問擬明白，將頭匹付死者之家，正犯發邊遠衛充軍。（龍三十四）

大明律例汪本、陳省刊本、王藻刊本及清順治律「比附律條」均無此款。

龍頭律法脫「問」字，脫「發邊遠衛充軍」六字。

折獄指南無問字。

38. 民人結攬寫發，比依禁革主保小里長生事擾民論。(汪八)(龍六十五)

汪本、龍頭律法，無「論」字。

致君奇術、明律正宗、折獄指南、一王令典，此款在第七十六款「前夫之子娶後夫妾」後。

萬寶全書無此款。

39. 前妻之子毆庶母，比依弟妹毆兄姊者律，杖九十，徒二年半。(汪四十五)

據汪本、致君奇術、明律正宗、折獄指南、刑台法律、萬寶全書增。

大明律例附解、陳省王藻刊本大明律例、龍頭律法、一王令典、萬書萃寶、五車拔錦、萬用正宗、萬卷星羅、學海羣玉及清順治律「比附律條」均無此款。

蓋以其與第三十款同，僅無「傷者」二字，遂從省略。

40. 僧道打死徒弟，比依伯叔故殺子姪律論。(汪三十九)(龍三十五)

龍頭律法「故殺」作「有故而殺」。

萬寶全書此款在(第九十八款)「強盜不得財」前。

41. 負累平人致死，比依誣告人因而致死一人論。(龍三十六)

汪本、學海羣玉無此款。

42. 凡官吏打死監候犯人，比依獄卒非理凌虐罪囚致死者，各絞。(汪七十)(龍三十七)

汪本、致君奇術、龍頭律法、明律正宗、一王令典脫「比依」二字。龍頭律法脫「犯」字。

43. 給由牌誤，比依奏事錯誤論。(汪一)(龍三十八)

萬寶全書無此款。

44. 倒使印信，比依行移文書失錯論。(汪一)(龍三十九)

萬寶全書無此款。

45. 上直官軍，上工人匠，遺失銅牌木牌，比依遺失官文書律，杖七十，責限三十日尋見免罪。(汪十九)(龍四十)

致君奇術、龍頭律法，折獄指南，脫「木牌」二字、「免罪」二字。明律正宗、一王令典脫木牌二字。

46. 加減罪例，棄毀官文書者，杖一百。誤毀者，杖七十。增減者杖六十。遺失官文書，杖七十，停俸三十日，尋見者免罪。嫡子違法，杖八十。漏使印信，吏典承差能舉者無罪。

據明律正宗、折獄指南、一王令典、刑台法律增。

大明律例附解、大明律例汪宗元陳省王藻刊本、致君奇術、龍頭律法、萬書萃寶、五車拔錦、萬用正宗、萬卷星羅、學海羣玉，及清順治律比附律條均無此款。萬寶全書無「加減罪例」四字，無「嫡子違法」以下諸字。明律正宗此款亦有脫誤，待考。

47. 打破信牌，比依毀官文書律，杖一百，又比依棄毀制書論。(汪五)

汪本無「論」字。

致君奇術、龍頭律法無此款。

48. 將大明律大誥扯碎，比依毀板榜論。(汪七十一)

陳省刊本、王藻刊本「大明律例」，致君奇術、龍頭律法，萬卷星羅、萬寶全書、及順治律「比附律條」均無此款。

49. 遺失京城門鎖鑰，比依遺失印信巡牌律論。(汪三)

汪本無論字。

致君奇術，龍頭律法無此款。

50. 棄毀祖宗神主，比依棄毀父母死屍律斬。

汪本、致君奇術、龍頭律法無此款。

51. 打破紗帽，比依棄毀制書論，又比依棄毀器物論。(汪四)

致君奇術、龍頭律法、及清順治律「比附律條」均無此款。萬寶全書此款在第八十四款「宰殺馬牛」後。

52. 棄毀人家靈席及神主者，律杖九十。

據明律正宗、折獄指南、一王令典、刑台法律、萬寶全書增。

大明律例附解、大明律例汪宗元陳省王藻刊本、致君奇術、龍頭律法、萬書萃寶、五車拔錦、萬卷星羅、學海羣玉、及清順治律比附律條均無此款。

53. 三犯竊盜，偽造上工人匠牌面，帶入內府，比依廚役校尉入內，懸帶銅牌木牌。偽造者斬。(汪二十)

致君奇術、龍頭律法、萬寶全書無此款。

54. 偽造金銀者，杖一百，徒三年。爲從知情使用者，各杖九十，徒二年半。

據明律正宗、折獄指南、一王令典、刑台法律、萬寶全書增。

大明律例附解、大明律例汪宗元陳省王藻刊本、致君奇術、龍頭律法、萬書萃寶、五車拔錦、萬用正宗、萬卷星羅、學海羣玉、及清順治律「比附律條」均無此款。

二年半，一王令典誤作一年半。

55. 私煎銀兩，比依常人盜倉庫錢糧律絞。(汪二十五)

汪本、明律正宗、折獄指南、一王令典、刑台法律、萬寶全書、「兩」下有「及造銅錢之類」六字。

致君奇術、龍頭律法無此款。

56. 詐冒給引文者，冒名與人，給引轉與人，杖八十。控押路引，私填與人，杖一百，徒三年。

據明律正宗、折獄指南、一王令典、刑台法律增。

大明律例附解、大明律例汪宗元陳省王藻刊本、致君奇術、龍頭律法、萬書萃寶、五車拔錦、萬用正宗、萬卷星羅、學海羣玉、萬寶全書、及清順治律「比附律條」均無此款。

57. 詐他人姓名註附木牌，進內府，不銷名字，意在陷害他人，比依投隱匿姓名文書告言人罪者律絞。（汪五十二）（龍四十一）

「不銷」，致君奇術作「更錯」。龍頭律法「他人」下有性命二字。「告言人罪」，龍頭律法、明律正宗、一王令典脫人罪二字。一王令典「附」誤「白」。

58. 詐稱御史，齎駕帖拏人，比依詐傳詔旨律。（汪五十六）（龍四十二）

萬寶全書無此款。龍頭律法、明律正宗、一王令典脫「律」字。

59. 假寫家書，詐稱寄來財物，不令送還，勒取人財物者，比依恐嚇取人財物，計贓准竊盜論。（汪三十）（龍四十三）

龍頭律法「勒」上有「因而」二字。

60. 詐稱校尉拏人，比依近侍人詐稱私行者律斬。（汪五十七）（龍四十四）

「詐稱校尉」，汪本無「稱」字。

汪本、致君奇術、龍頭律法、明律正宗、一王令典、刑台法律「行」下有「事」字。

61. 故無廩給，與多支廩給者，比依常人盜倉庫錢糧論。（汪二十七）

致君奇術、龍頭律法、明律正宗、折獄指南、一王令典、刑台法律、萬寶全書均無此款。

62. 庫官偷盜官鈔四十貫律斬。（汪二十六）（龍四十五）

汪本庫官作官庫，脫「盜」下「官」字。

明律正宗「四十」誤作「四百」。

大明律例陳省王藻刊本、及清順治律比附律條均無此款。

63. 私賣自己官馬，比依監守自盜倉庫錢糧律斬。（汪二十三）（龍四十六）

汪本「斬」下有「追入官」三字。

致君奇術、龍頭律法、明律正宗、一王令典脫「比依」二字。

64. 庫官多秤棉花，比依多收稅糧斛面，計贓重者從重論。（汪十二）（龍四十七）

萬寶全書無此款。

65. 庫官偷官鈔五十貫，擬斬罪，發本庫交盤，又盜七十貫，議常人盜官物論，從重，依前罪斬發落。（龍四十八）

汪本、萬寶全書、及清順治律「比附律條」無此款。

明律正宗「庫官」作「監守」。「依前斬罪發落」，龍頭律法脫罪字。

66. 借王府鈔六萬貫，作本利銀十二萬借與人納糧費用，比依監臨主守將在官錢糧侵欺入己，及轉借與人扈從軍人將進內府財物，比依常人盜倉庫錢糧論。（龍四十九）

汪本、萬寶全書、及清順治律「比附律條」均無此款。

此款恐有脫誤。

67. 軍民人等，舉放銀兩，剋減軍糧，比依知竊盜賊故買論。（汪九）（龍五十）

萬寶全書無此款。

致君奇術「知」作「如」，無論字。龍頭律法、明律正宗、一王令典無依字、論字。

68. 隱匿費抄沒財物，比依常人盜倉庫錢糧論。（汪二十八）（龍五十一）

致君奇術「隱」作「藏」，脫物字。龍頭律法、明律正宗、一王令典亦作藏。

萬寶全書無此款。

69. 丟白假銀，及節次誑賺不知名人鈔五貫，比依誑賺局騙人財物，計贓准竊盜論，免刺，滿貫，杖一百，流三千里。（龍五十二）

致君奇術、龍頭律法作「丟假白銀及金」，無「誑」字。「及節次」作「以」。明律正宗次作以，無誑字。萬寶全書、及清順治律「比附律條」均無此款。

70. 娶犯罪逃走婦女爲妻妾者，各杖一百，離異。（龍五十三）

據致君奇術、龍頭律法、明律正宗、折獄指南、一王令典、刑台法律增。

大明律例附解，大明律例汪宗元陳省王藻刊本、萬書萃寶、五車拔錦、萬用正宗、萬卷星羅、學海羣玉、及清順治律比附律條均無此款。

龍頭律法「者」下有「其罪」二字。

71. 強占良家妻女，強奪良家妻女強占爲妻者，律絞。（萬寶全書引此款至此止。）強奪良家妻女配與子孫弟姪，律絞。男女不坐。（龍五十四）

據致君奇術、龍頭律法、明律正宗、折獄指南、一王令典、刑台法律增。

大明律例附解，大明律例汪宗元陳省王藻刊本、萬書萃寶、五車拔錦、萬用正宗、萬卷星羅、學海羣玉及清順治律「比附律條」均無此款。

72. 居喪嫁娶，不知者無罪。居父母喪而身自嫁娶者，杖一百，娶者笞五十。（龍五十五）

據致君奇術、龍頭律法、明律正宗、折獄指南、一王令典、刑台法律增。

大明律例附解、大明律例汪宗元陳省王藻刊本、萬書萃寶、五車拔錦、萬用正宗、萬卷星羅、學海羣玉、及清順治律「比附律條」均無此款。

萬寶全書「笞五十」作「杖一百」。

73. 收留迷失子女，並逃賣為妻妾，子孫自收用者，杖九十，徒三（二）年半，賣為奴婢，及自用者，杖八十，給親完娶。買者與牙保各減犯人罪一等，追價入官，不知無罪。被罪之人，亦免犯罪一等。在逃罪重者重論。（龍五十六）

據致君奇術、龍頭律法、明律正宗、折獄指南、一王令典、刑台法律增。

萬寶全書「追」作「原」；「在逃罪重」，無重字。大明律例附解、

大明律例汪宗元陳省王藻刊本、萬書萃寶、五車拔錦、萬用正宗、萬卷星羅、學海羣玉、及清順治律「比附律條」均無此款。

74. 隱藏迷失子女，在逃子女奴婢在家，不送官司而發落者，杖八十。冒認良人妻妾子孫者，杖九十，徒二年半。（龍五十七）

據致君奇術、龍頭律法、明律正宗、折獄指南、一王令典、刑台法律增。

「而發落」，萬寶全書無「而」字。冒認以下為另一條。

大明律例附解、大明律例汪宗元陳省王藻刊本、萬書萃寶、五車拔錦、萬用正宗、萬卷星羅、學海羣玉、及清順治律比附律條均無此款。

75. 妻妾失序，以妻為妾者，杖一百，改正。以妾為妻者，杖九十，改正。有妻更娶妻，杖九十，離異。民年四十無子，方許娶妾。（龍五十八）

據致君奇術、龍頭律法、明律正宗、折獄指南、一王令典、刑台法律增。

大明律例附解、大明律例汪宗元陳省王藻刊本、萬書萃寶、五車拔錦、萬用正宗、萬卷星羅、學海羣玉、萬寶全書及清順治律「比附律條」均無此款。

76. 出妻，凡無應出義絕之狀而出之者，杖八十，完娶。雖犯七出，有三不去而去之者，杖六十，完聚。（汪三十三）（龍五十九）

大明律例陳省王藻刊本、及清順治律比附律條均無此款。

義絕之狀，致君奇術、龍頭律法誤作義絕之杖。完聚誤作完娶。

明律正宗、一王令典、完聚亦誤作完娶。

77. 七出：不順父母出；無子出；淫出；有疾病出；多言出；竊盜出；妬忌出。（汪三十三）（龍六十）

致君奇術、龍頭律法、明律正宗、一王令典脫「妬忌出」「多言出」六字。

陳省王藻刊本「大明律例」，及清順治律「比附律條」均無此款。

78. 妻背夫在逃者，杖一百，從夫嫁賣。（致君奇術、龍頭律法引至此止。）因而改嫁者律絞。（龍六十二）

據明律正宗、折獄指南、一王令典、刑台法律增。

大明律例附解，大明律例汪宗元陳省王藻刊本、萬書萃寶、五車拔錦、萬用正宗、萬卷星羅、學海羣玉、萬寶全書及清順治律比附律條均無此款。

79. 三不去，有所娶，無所歸，不去。與更三年喪，不去。先貧賤，後富貴，不去。犯義應離者杖八十。（汪三十四）（龍六十一）

汪本無「犯義應離者杖八十」八字。「有所娶無所歸」、致君奇術、龍頭律法、明律正宗、一王令典、誤作「有所歸不去」。

大明律例陳省王藻刊本、及清順治律比附律條均無此款。

80. 夫妻不和諧而願離異者聽。離書務要丈夫親書，手印，縫內畫花字。不能寫者，方許親人原媒代寫。（龍六十三）

大明律例汪宗元陳省王藻刊本、及清順治律比附律條均無此款。龍頭律法「務要」作「字要」。

81. 前夫之子娶後夫妾爲妻，律既無文，不問。（龍六十四）

萬寶全書此款在第九十二款「司獄司囚人」後。

大明律例汪宗元陳省王藻刊本、及清順治律「比附律條」均無此款。

82. 軍官將帶操軍人非理凌虐，以致在逃，比依牧民官非法行事，激變良民者律斬。（汪二十一）（龍六十六）

萬寶全書此款在「隱藏迷失子女」條後。

83. 軍官將羈管逃軍非法凌虐科差，以致在逃，比依牧民官非法行事，激變良民律斬。（汪二十二）（龍六十七）

汪本無「將」字。

萬寶全書無此款。

84. 宰殺馬牛，自己牛隻者，杖一百。驢，杖八十。誤殺者不坐，觔角入官。牛病死，不告官，私駁者，笞四十，觔角入官。故殺他人牛隻，杖七十，徒一年半。驢，杖一百。計賊准竊盜論，免刺。（龍六十八）

據龍頭律法、明律正宗、折獄指南，一王令典、刑台法律、萬寶全書增。

駁，「致君奇術」作「搏」。

大明律例附解、大明律例汪宗元陳省王藻刊本、萬書萃寶、五車拔錦、萬用正宗、萬卷星羅、學海羣玉及清順治律「比附律條」均無此款。

85. 違例穿靴，比依違制論。（汪七十六）（龍七十）

萬寶全書及順治律比附律條無此款。

龍頭律法「靴」作「皂鞋」。

86. 過午門不下馬，比依違制論。（汪十五）（龍六十九）

萬寶全書無此款。

87. 雇工人做烟火，點火，人衆驚擠，躑踏壓死，比依燒香集衆，夜聚曉散，佯修善事，煽惑人民絞，爲從者流。造作人，不應，從重論。（汪十四）（龍七十一）

汪本「擠」作「路」，躡作踐。致君奇術、龍頭律法「烟火」下有「故事、火線」四字，躡作踐，流下有「比流俗絀」四字，伴作伴。

明律正宗、折獄指南，一王令典，「爲從者流」下有「一」字，以「造作人」另爲一款，誤。萬寶全書無此款。

88. 吏部吏典赴內府，帶小牌，不問收取問結，擬不應，從重論。（汪十八）（龍七十三）

不問，汪本作不行，汪本無結字。順治律比附律條「結」作「給」。從重論，龍頭律法誤作「從重問」。萬寶全書此款在第九十一款「光祿寺廚役」後。

89. 奏本赴內府，帶小木牌一面，放在承天門外不放，被把守官軍奏發，比依不應，從重論。（汪十六）（龍七十七）

一面，致君奇術、龍頭律法、一王令典、作「面」。

萬寶全書無此款。

90. 官軍里老人等，扶捏符同保結，比依囑托公事，當該官吏聽從已行未行律，有贓從重論。（汪七十三）（龍七十四）

汪本、致君奇術、龍頭律法、明律正宗、折獄指南、一王令典「官軍」作「官吏」。

「當該官吏」，致君奇術、龍頭律法、明律正宗、一王令典誤作「當時父老」。汪本「贓」下有「者」字。

萬寶全書此款在第一百款「告人打得實」後。

91. 光祿寺廚役點燈偷飲官酒，醉臥，被火燒毀酒房，并上用等酒，比依放火故燒係官積聚之物，及盜內府財物律斬。（汪七十四）（龍七十二）

致君奇術、龍頭律法、明律正宗、一王令典無律字，誤。

92. 司獄司囚人，放在監內宿歇，自縊身死，合比依不應，從重。司獄爲首，吏典監守皂隸爲從。（汪七十八）（龍七十五）

據汪本、致君奇術、龍頭律法、明律正宗、一王令典、刑台法律、萬寶全書增。

大明律例附解、大明律例陳省王藻刊本、萬書萃寶，五車拔錦、萬用正宗、萬卷星羅、學海羣玉及清順治律比附律條均無此款。

93. 爲事復職百戶謝恩，爲無冠帶，借指揮鍍金帶拴繫，校尉捉獲，百戶問違制，指揮問不應，從重論，校尉受賞。（龍七十六）

致君奇術、龍頭律法、一王令典脫「帶拴」二字，明律正宗脫拴字。

大明律例汪宗元陳省王藻列本、萬卷星羅、萬寶全書及清順治律「比附律條」均無此款。

94. 邀截進賀表箋，比依在外大小衙門進呈實封公文，至御前，而邀截取回律，斬。（汪二十四）（龍七十八）

汪本「回」下有「者」字。

清順治律「比附律條」，「至御前」作「呈至御前」。

萬寶全書無此款。

95. 偷盜所掛號令犯人首級，丟棄水中，比依拆毀申明亭板榜律，杖一百，流三千里。(汪七十二)(龍八十一)

萬寶全書無此款。

96. 誣告答罪，加所誣罪一等，答二十；加二等，杖六十；加三等，杖九十。(龍八十)

明律正宗脫「加二等杖六十」六字。

大明律例汪宗元陳省王藻刊本、萬寶全書、及清順治律比附律條均無此款。

97. 運糧一半在逃，比依凡奉制書有所施行而違者律，杖一百。(汪二)(龍七十九)

萬寶全書無此款。

98. 強盜不得財傷人，比依白晝搶奪傷人者律斬。(汪二十九)(龍八十二)

99. 老幼并篤疾之人，不分男婦，犯罪皆收贖。(龍八十三)

據致君奇術、龍頭律法、明律正宗、折獄指南、一王令典、刑台法律增。

大明律例附解、大明律例汪宗元陳省王藻刊本、萬書萃寶、五車拔錦、萬用正宗、萬卷星羅、學海羣玉、萬寶全書、及清順治律比附律條均無此款。

100. 告人打得實，又誣告死罪未決，不做誣輕爲重，就問人誣告人死罪未決者，杖一百，流三千里。(汪五十四)(龍八十四)

汪本「不做」作「不坐」。

萬寶全書「打」下有「傷」字。

大明律例陳省王藻刊本及清順治律比附律條均無此款。

101. 尊長墳內燬狐狸，總麻親族祖父母，族伯叔父母，兄堂兄妻，附妻父母，燒棺槨者，杖九十，徒二年半；燒屍者，杖一百，流三千里。(龍八十五)

汪本、萬寶全書無此款。

102. 發掘墳墓見棺槨者，杖一百，流三千里。未見棺槨者，杖一百，徒三年，見屍者律絞。(龍八十六)

據致君奇術、龍頭律法、明律正宗、折獄指南、刑台法律增。一王令典無律字。

大明律例附解、大明律例汪宗元陳省王藻刊本、萬書萃寶、五車拔錦、萬用正宗、萬卷星羅、學海羣玉，萬寶全書、及清順治律比附律條均無此款。

103. 夫棄妻之屍，比依尊長棄毀總麻以下卑幼律論。(汪三十六)(龍八十七)

104. 父亡，母改嫁，生子，母死，前子盜母葬父墳內，係不應，從重論決。(汪三十五)(龍八十八)

「父亡，母改嫁」，龍頭律法作「父亡之後，母行改嫁」。盜母作盜母屍。大明律例陳省王藻刊本、萬寶全書、及清順治律「比附律條」均無此款。

105. 將腎莖放入人糞門內淫戲，比依穢物灌入口律，杖一百。(汪四十二)(龍八十九)

龍頭律法戲下有者字。萬卷星羅、萬寶全書無此款。

106. 僧道徒弟與師共犯罪，徒弟比依家人共犯，免科。(汪三十八)(龍九十五)

車拔錦、萬卷星羅、所附「比附律條」止此。

107. 僧道舊寺觀故僧遺存原造侍奉佛像三尊，去別寺院侍奉，比依不應，從重論。(汪七)(龍九十一)

汪本「從重論」作「杖八十」。

萬寶全書無此款。

大明律例附解、致君奇術、龍頭律法、明律正宗、折獄指南、一王令典、刑台法律、萬書萃寶、萬用正宗、學海羣玉所載「比附律條」止此。

「故僧遺存」，疑應作「故僧道遺存」。

「佛像三尊」，應作「佛像天尊」，本文所引「大明律講解」可證。清順治律「比附律條」仍誤作「三」。

108. 盜用知府印，父在時押空紙，父已故，假捏父在任時呈文，陷害人，買囑鋪兵遞送，比依投隱匿姓名文書告言人罪者。(汪五十三)。

彰健按：此款僅見嘉靖三十三年汪宗元刊本「大明律例」，及隆慶元年陳省刊本萬曆初年王藻刊本「大明律例」，為清順治律「比附律條」所因襲。

此款為「大明律例」陳省王藻刊本及清順治律所附「比附律條」倒數第二款，其所附最末一款為「姦義男婦」款，參看本文所輯錄比附律條第十三款後彰健所附按語。

注

- 1) 黃彰健「明洪武永樂朝的榜文峻令」(『明清史研究叢稿』卷二、商務印書館、1976年。初出は『中央研究院歷史語言研究所集刊』46(4)、1975年、pp.557-594)

- 2) 『明太祖實錄』卷二三六・洪武二十八年二月條

刑部臣奏、律條與律例〈律條與律例：廣本抱本實訓律例作條例、是也。〉不同者、宜更定俾所司遵守。上曰、法令者、除防民之具、輔治之術耳。有經有權。律者常經也。條例者一時之權宜也。朕御天下將三十年、命有司定律久矣。何用更定。

ここにみえる「律例」は校勘記の指摘するように「條例」の誤り。また讀みにくい「除」字についても、衍字である可能性が高い。『明太祖實訓』卷三・守法に引く同文では、

洪武二十八年一月〈按、洪武二十八年正月無戊子、「一月」當為「二月」之誤。〉戊子、刑部臣奏、律條與條例不同者、宜更定俾所司遵守。太祖曰、法令者、防民之具、輔治之術耳。有經有權。律者常經也。條例者一時之權宜也。朕御天下將三十年、命有司定律久矣。何用更定。

となっており、これを引用した孫承澤『春明夢餘錄』卷四四・刑部一も同様。

- 3) 『皇明祖訓』祖訓首章

一、朕自起兵至今四十餘年、親理天下庶務、人情善惡真偽、無不涉歷。其中奸頑刁詐之徒、情犯深重、灼然無疑者、特令法外加刑、意在使人知所警懼、不敢輕易犯法。然此特權時處置、頓挫奸頑、非守成之君所用常法。以後子孫做皇帝時、止守律與大誥、並不許用黥刺・髡・劓・闕割之刑。云何、蓋嗣君宮內生長、人情善惡、未能周知。恐一時所施不當、誤傷善良。臣下敢有奏用此刑者、文武群臣即時劾奏、將犯人凌遲、全家處死。

4) 『明太祖實錄』卷二五三・洪武三十年五月甲寅條

大明律誥成。上御午門諭群臣曰、「朕有天下、做古爲治。明禮以導民、定律以繩頑。刊著爲令、行之已久。然而犯者猶衆。故于聽政之暇、作大誥、昭示民間、使知趨吉避凶之道。古人謂刑爲祥、刑豈非欲民並生于天地間哉。然法在有司、民不周知。故命刑官、取大誥條目、撮其要畧、附載于律。凡榜文禁例、悉除之。除謀逆并律誥該載外、其裸犯大小之罪、悉依贖罪之例論斷。今編次成書、刊布中外、令天下知所遵守。刑期無刑、庶稱朕恤刑之意」。

ちなみに、この敕諭が後に「御製大明律序」として律例刊本に刻されるものの原形となったことは一見して明らかである。

- 5) 名例律「斷罪引律令」における比附の容認に起因する膨大な「條例」の発生については、明律研究會・井上充幸・猪俣貴幸・豊嶋順揮「『皇明條法事類纂』卷四八・刑部類・斷罪引律令 譯註稿（上）」（『立命館文学』(662)、2019年。以下簡稱「訳註稿（上）」）、明律研究會・井上充幸・猪俣貴幸「『皇明條法事類纂』卷四八・刑部類・斷罪引律令 譯註稿（中）」（『立命館文学』(663)、2019年。以下簡稱「訳註稿（中）」）の解説に述べたので参照されたい。
- 6) 『皇明條法事類纂』卷四八・刑部類・斷罪引律令條には、「陳言干礙法司條例須要會議例」「問囚犯擬罪不該載引律比附明白方許奏請」「禁革妄稱會定比附律條例」三件の條例が收録されている。それぞれについては、「訳註稿（上）」「訳註稿（中）」、明律研究會・井上充幸・猪俣貴幸「『皇明條法事類纂』卷四八・刑部類・斷罪引律令 譯註稿（下）」（『立命館文学』(674)、2021年。以下簡稱「訳註稿（下）」）に見解を示した。
- 7) 「訳註稿（下）」pp.73-81。
- 8) 仁井田陸『補訂 中国法制史研究 刑法』（東京大学出版会、1991年。初版は1959年）。第六章「宋代以後における刑法上の基本問題」第二節「法の類推解釈」において、仁井田は『事類纂』の引用として「會定律條百八十條」と記しており、その上で「私は成化当時の明律版本に附刻されていたという會定見行律條の内容を詳しく調べてはいない」としている。黄彰健の原論考は、あるいは仁井田に対する回答であったのかも知れない。
- 9) 【訳者補注】『漢書』卷二三、刑法志において、本條は高祖七年（200B.C.）の制詔として見える。高皇帝七年、制詔御史、「獄之疑者、吏或不敢決、有罪者久而不論、無罪者久繫不決。自今以來、縣道官獄疑者、各獻所屬二千石官、二千石官以其罪名當報之。所不能決者、皆移廷尉、廷尉亦當報之。廷尉所不能決、謹具爲奏、傳所當比律令以聞」。
- 10) 【師古註】師古曰、「傳讀曰附。」
- 11) 敢えて現代語訳を示せば、「廷尉が決定することができない場合には、謹んで関係文書をそろえて上奏をしたため、準用してよいと思われる律令にその罪をあてはめて上聞に達せよ。」
- 12) 【訳者補注】唐律「斷罪無正條」に規定される「舉重明輕・舉輕明重」については、その解釈として滋賀秀三の訳注がつとに知られている。研究としては挙重明輕・挙輕明重を主題とする研究には黄源盛「唐律輕重相舉条的法理及其運用」林文雄教授祝寿論文編集委員會編『当代基礎法學理論林文雄教授祝寿論文集』学林文化事業有限公司（『漢唐法制与儒家伝統』元照出版有限公司、2009年による）、周東平「“挙重以明輕、挙輕以明重”之法理補論兼論隋律立法技術的重要性」（『東方學報』京都(87) 2012年）などがある。これらを総合した唐律における「舉重明輕」「舉輕明重」と比附との関係については、川村康「舉重明輕・舉輕明重と比附」（『法と政治』(七〇)、二〇一九年）に詳しい。
- 13) 敢えて現代語訳を示せば、「その罪を減免すべき場合には、程度の重い犯行について、〔或る條件の下では〕刑を減免する規定があれば、同じ類型に属する程度の軽い犯行については、明文がなくとも〔同じ條件の下で〕同じ減免規定を適用する。その罪を加重すべき場合には、程度の軽い犯行について処罰が規定されているならば、同じ類型に属する程度の重い犯行については、明文がなくとも、同じ処罰規定を適用する。」
- 14) 敢えて現代語訳を示せば、「律格および後敕の内に、いずれも正しくあてべき條が無い場合には、その度ごとに比附して刑を定めよ。」
- 15) 【訳者補注】該載不盡事理：この部分の解釈として、川村康は「凡そ律令は該さに載すれども、事理を尽さず……」と「該載」と「不盡」を切って訓んでいる（前掲川村2019年）。この「該載不盡」は『明實錄』を繙けば「一詔内該載不盡者（『英宗實錄』正徳四年三月己酉條）」「此外有該載不盡之事（『孝宗實錄』弘治元年七月己丑條）」など二〇例あまりの用例を見ることができ、「事理を盡くさず」と訓むべきでないことは明らかである。荻生徂徠『明律國字解』でも「凡そ律例に該載し盡くさざる事理」と訓み、「該載不盡事理とは、かねのせつくさぬ事理と云ことなり」と説明する。さらに下って明治初年の『新律綱領』でも、この律を引いた規定に、「凡律令ニ。該載シ尽ササル事理。」と訓んでいる。訳者はこれらに照らして訓読をおこなった。
- 16) 敢えて現代語訳を示せば、「あらゆる律令に記載されつくしていない事理、もしくは罪を断ずるのに正確な該當條文のないものは、他の律條を援引して比附し、加重するべきか減免するべきか熟考して、罪名を定め擬て（確定し）、刑部に轉達し、審議して定めた後、皇帝に上奏し裁可を得る。もし、たやすく断決して、罪を減等したり、加等したりして不當であったということになれば、故失（刑律・斷獄「官司出入人罪」における

「故出入人罪」「失出」「失入」にあたる罪)として論断する。」

- 16) 【訳者補注】『大明律講解』にはいくつかの版本が存在するが、ここで黄彰健が引いているのは尊經閣所蔵の『大明律講解』を指す。尊經閣本以外の版本にはこの「解頤」云々の注は存在しない。詳しくは後掲註 22、および『立命館文学』663、譯註稿(中)「解説」に述べたので参照されたい。訳者は中央研究院傅斯年圖書館にて、黄彰健が作成したとみられる尊經閣本の縮刷複製本を確認した。

尊經閣本『大明律講解』名例律・斷罪無正條 注「解頤」引用部分

解頤、引律比附應加應減者、解曰、以物相並曰比、依憑爲則曰附。其應入罪者、舉輕以明重、謂之應加者、如妻毆夫杖一百、折傷以上加。凡鬪傷三等、杖八十、徒二年。○又如奴婢誹謗家長、律無正條、合比附凡子孫罵祖父母父母者、絞。○又如奴婢放火燒主、亦無正條、比附凡奴婢罵家長者、絞。蓋放火燒主、重於罵也。故合處死。所謂應加者、就本罪上加重是也。其應出罪者、舉重以明輕、謂之應減者、如父亡母却嫁人身歿合葬後家、其前子盜母屍回葬、事發、問無正條、當比附盜賊律如盜天尊佛像崇敬者、計贓准竊盜論一百二十貫、杖一百、流三千里。蓋佛像天尊同爲僧道父母、不合盜去別處寺觀崇奉。然其親母既以改嫁、於父義絕、死葬後家、不合盜回埋葬比與佛像天尊一般、緣係期服之親、得減五等、杖六十、徒一年。所謂應減者、就本罪上減輕是也。

- 17) 【訳者補注】『大明律』刑律・賊盜・竊盜

凡竊盜已行而不得財、笞五十、免刺。但得財者、以一主爲重、並贓論罪。爲從者、各減一等。〈以一主爲重、謂如盜得二家財物、從一家贓多者科罪。並贓論、謂如十人共盜得一家財物、計贓四十貫。雖各分得四貫、通算作一處、其十人各得四十貫之罪。造意者爲首、該杖一百。餘人爲從、各減一等、止杖九十之類。餘條准此。〉初犯、並於右小臂膊上、刺竊盜二字。再犯刺左小臂膊。三犯者、絞。以曾經刺字爲坐。○拘摸者罪同。○若軍人爲盜、雖免刺字、三犯一體處絞。

一貫以下、杖六十。一貫之上、至一十貫、杖七十。二十貫、杖八十。三十貫、杖九十。四十貫、杖一百。五十貫、杖六十、徒一年。六十貫、杖七十、徒一年半。七十貫、杖八十、徒二年。八十貫、杖九十、徒二年半。九十貫、杖一百、徒三年。一百貫、杖一百、流二千里。一百一十貫、杖一百、流二千五百里。一百二十貫、罪止杖一百、流三千里。

- 18) 【訳者補注】義絶とは、夫婦の離婚によってそれに伴う様々な義理の親族関係を解消することを言う。『大明律集解附例』卷二・刑律・訴訟・干名犯義の纂註「夫妻以義合、義絶則凡人矣」を参照。ここで「解頤」に引かれている事例は、前夫が死去した後他へ改嫁して一般人(凡人)同士の関係となった場合を述べ、前夫との間に生まれた実子との関係(ならびにそれに伴う肉親の情)が存在するとはいえ、名義上は他家となった墳墓からの遺骨の窃盗という行為の方をより重く見做すという判断が下された、というものである。「義絶」あるいは「義絶の状」の具体的な事例については、『大明律』卷一・名例律・以理去官の「其婦人犯夫及義絶者」の註、および同卷二・刑律・訴訟・干名犯義の「義絶之状」の註を参照。

- 19) 敢えて現代語訳を示せば、「二つの物が互いに並びあっているさまを「比」といい、準拠して規則とすることを「附」という。……たとえば、奴婢が家長を誹謗した場合についてなどは、律に正條が無い。「すべて、子孫の祖父母父母を罵る者は絞とす」の規定に比附すべきである。また、奴婢が放火して主人の房屋を焼いた場合などについても正條が無い。「すべて、奴婢の家長を罵る者は絞とす」の規定に比附すべきである。……たとえば、父が亡くなり、母は再嫁したのちに身歿って後家に合葬されているとき、その前夫との子が母の亡骸を盗んで持ち帰り葬った場合、事件が発覚し問罪しようにも正條が無い。盜賊律に比附して、「天尊佛像崇敬を盗んだ者」の規定のように、罰贓の計上は竊盜に准じて論断し、一百二十貫ならば、杖一百、流三千里とすべきである。おもに佛像や天尊は、いずれも僧侶・道士にとっての父母であり、盗み去って別處の寺觀で崇奉することなどできない。しかし、その親において、母はすでに改嫁していて、父との義は斷絶し、亡くなって後家に葬られているのだから、大胆にも盗みかえって埋葬するというのは、「天尊佛像」と一般である。縁として期服の親であるため、五等を減ずることができ、杖六十、徒一年となる。」

- 20) 【訳者補注】律無……正條、則……詐附巡牌者：この原文は註 21 に示すとおり、「律無其款、是無正條也。則必援引別條、以比附之。詐附巡牌者、……」であり、黄彰健がこのように省略し、「」で接続した理由は不明。訓読および翻訳では、黄彰健の原文を尊重するが、史料の引用として疑問が残ることをここに指摘しておく。

- 21) 尊經閣本『大明律講解』卷一・名例律「斷罪無正條」引『律條疏議』

張楷『律條疏議』(『中國律學文獻』所收、嘉靖二十三年黃巖符氏重刊本影印本)

凡律令該載止以故失論。洪武初、既爲大明律有不盡者、復著爲令與律並行、法司擬罪多依律、有司示告多依令。故曰律令。謂如有人犯罪律令條款、或有其事而不曾細聞、是爲該載不盡。或跡其所犯無有正當條目以斷、是爲無正條。凡若此法司必當推察情理、援引他律以相比附。如京城門鎖鑰守門者、失之於律、止有誤不下鎖鑰別無遺失之罪、是該載不盡也。則當以理推之京城門鎖鑰、與印信夜巡銅牌、俱爲關防之物。今既遺失則比附遺失印信

巡牌之律擬斷。又如詐他人名字附巡牌進入內府、出時故不勾銷及軍官將帶操軍人非理虐害、以致在逃律無其款、是無正條也。則必援引別條以比附之詐附巡牌者、比依投匿名文書告言人罪律虐害軍人者、比依牧民官非理行事激變良民者、律引附既定。又必酌量重輕、或宜加重、或宜減輕、定其合得罪名、申合干上司轉達刑部議。其所擬或合律或不合律、定其酌中之論奏聞。請旨回報發落。若止憑所比律條輒便斷決。以致罪有出入者、亦以應奏不奏論罪。〔謹詳律意〕法律有盡、罪犯無窮。若不比附而行、在制難爲瑣屑、比之而當附之、而同定其加減之、宜具申所管之處定議奏聞、示下發落。斯爲用之當也。若或自依比附不請施行、有出入者、則以故出入科刑、無出入者、亦依應奏不奏論罪、責其擅也。

- 22) 【訳者補注】これは『律學解頤』のことを指す。鄭肯植（정금식）「朝鮮本『律學解頤』について（조선본『律學解頤』에 대하여）」（『ソウル大學校法學』（54-1）、2013年）によれば、『律學解頤』とは、明代初期に湖廣岳州府慈利縣丞であった蕭思敬の編纂にかかる『大明律』の注釈書である。この書物は、中国国内では明代中期以降のある時期に失われたが、十五世紀前半までには朝鮮に伝えられ、広く通行した。『朝鮮王朝實錄』によれば、世祖十二（1466）年、王宮の書庫に所蔵されていた『律學解頤』が『大明講解律』・『律解辯疑』とともに、全国各地に五〇〇部ずつ印刷・配布され（『朝鮮世宗實錄』卷三十九・世宗十二年秋七月庚午朔條）、以後、中宗六（1511）年に至るまで、朝廷における法解釈をめぐる議論のなかで、『律學解頤』がしばしば参照されていた様子が確認できる。また『經國大典』の記載によれば、『律學解頤』は、朝鮮王朝初期における律科の初試・覆試に際して出題される書物の一つとしても活用された。朝鮮版『律學解頤』の原本（個人藏）は、現時点で所在が不明であり、ソウル大学に遺された複写本が参照可能な唯一のものである。

- 23) 【訳者補注】『大明律講解』に関しては、田中俊光「朝鮮刊『大明律講解』について」（『東洋法制史研究會通信』（28）、2015年）に詳しい。それによれば、『大明律講解』とは、朝鮮の世宗二十年代（1440頃）に朝鮮で編纂された『大明律』の注釈書であり、大韓帝国の光武七（1907）年に至るまで繰り返し出版され、実際の裁判における審理や朝廷での法解釈などに際して使用され続けた重要な書物である。現在、比較的容易に参照可能な二種の活字本と四種の木版本は、全て同一の内容のものであるが（以降、原刊本と総称）、それらに「講曰」・「解曰」として附された注釈は、その多くが洪武十九（1368）年頃に頒行された何廣『律解辯疑』所収の内容に基づくものである。

また、沈義基（심희기）「律解辯疑・律學解頤・大明律講解の相互關係に關する實證的研究（律解辯疑・律學解頤・大明律講解의 상호관계에 관한 실증적 연구）」（『法史學研究』（53）、韓國法史學會編、2016年）と、これを承けて著された田中俊光「續・朝鮮刊『大明律講解』について」（『東洋法制史研究會通信』（31）、2017年）によって、原刊本とは別系統の活字本（以降、増補本）の存在が明らかにされた。この増補本は、1455年鑄造の乙亥字を使用して16世紀後半頃に印刷・出版されたもので、原刊本に未収録の『律解辯疑』以外の注釈書からの引用を多く含み、前田育徳會尊經閣文庫所蔵本は、現存する唯一の全二十六冊が揃った増補本である。沈義基氏は、増補本出版の理由として、朝鮮の成宗九（1478）年12月11日に発せられた「大明律本文中に『辯疑』と『解頤』の注釈断片を節ごとに添入して印出せよ」という命令との関連について指摘している。

- 24) 『明憲宗實錄』卷一九六・成化十五年閏十月甲戌條

- 25) 敢えて現代語訳を示せば、「律令の條款には、その事がありながら、未だかつて細しく開べられていないことがある。これが「該載不盡」である。あるいはその犯すところを調べても、断罪すべき正当な條目が無いこともある。これが「無正條」である。すべてこのような場合には、必ず情理を推察して、他律を援引してたがいに比附すべきである。たとえば、京城門の鎖鑰を守門者が紛失した場合、律においては、ただ「誤りて鎖鑰を下さず」とあるばかりで、このほかに遺失の罪は無い。これが「該載不盡」である。こうした場合には「印信巡牌を遺失す」の律に比附して擬断すべきである。また、たとえば、他人の名字を詐稱して、巡牌を附し、内府に進入し、出る時に、わざと銷を勾けず、及び軍官が帶操している軍人を、不合理にも虐害し、その軍人が逃亡するようなことになった場合、律に……正條は無いため、……詐りて巡牌を附したる者は、「匿名の文書を投じて人罪を告言す」の律に比依する。軍人を虐害した者は、「牧民官が理不盡に業務にあたり良民を激變したる者」の律に比依する。……」

- 26) この史料は『皇明條法事類纂』卷四八・斷罪引律令「禁革妄稱會定比附律條例」、『皇明成化十五年條例』「禁革妄稱會定比附律條例」。『大明九卿事例案例』「禁革妄稱會定比附律條例」にそれぞれ見える。

- 27) 『大明律直引』卷三・戸律「私勅庵院及私度僧道」注引「問刑條例」の原文は、

僧道舊寺之親、故等遺存原造奉佛像三尊、去別寺院時、奉此衣不應、從重、杖八十。

これを黃彰健の訂正にしたがって直すと、以下ようになる。

僧道舊寺觀、故僧道等遺存原造侍奉佛像天尊、去別寺院侍奉、比依不應、從重論、杖八十。

- 28) 敢えて現代語訳を示せば、「僧道舊寺觀故僧道等の遺存原造の佛像天尊を侍奉して、別の寺院に持ち去って侍奉したならば、不應爲に比依して、重きに從って論じ、杖八十とせよ。」

- 29) 『大明律直引』卷六・刑律「罵制使及本管長官」注引「問刑條例」

- 一、罵三品以上長官、比依罵祖父母父母律論。
- 30) 敢えて現代語訳を示せば、「三品以上の長官を罵った場合には、祖父母・父母を罵った律に比依して論ぜよ。」
- 31) 【訳者補注】明嘉靖二十三年邗江書院重刊『大明律例附解』：『大明律例彙編』序の「附：明代律例刊本鈔本知見書目」（以降、簡稱「知見書目」）に以下のように見える。
十九、『大明律例附解』〈存卷二、卷三及卷末附錄。日本東京大學東方文化研究所所藏明嘉靖二十三年邗江書院重刊本。〉此書所附條例爲弘治問刑條例。
- 32) 【訳者補注】明嘉靖池陽秋浦象山書舍重刊本『大明律例附解』：「知見書目」には同名の資料がいくつか掲載されている。
二六、『大明律例附解』〈十二卷、不著撰人。日本蓬左文庫藏明嘉靖刊本。〉此本卷一第一頁題：「邗江書院重刊」。所附條例已易爲「重修條例」、即嘉靖問刑條例。
二七、『大明律例附解』〈十二卷、不著撰人。北平松坡圖書館藏明嘉靖刊本。（美國哈佛燕京圖書館有此書微卷。）此書卷一第一頁題：「邗江書院原本重刊」。當即據上本重刻。
二八、『大明律例附解』〈十二卷。附「招擬假如」〉
嘉靖刊本としては、蓬左文庫・国立公文書館・東大東文研・関西大学内藤文庫などが所蔵する十二卷本がある。ただ、「池陽秋浦象山書舍重刊」とあるため、京大人文研所蔵の同名の十六卷本（隆慶二年重刊本）を黄彰健は参照したらしい。
- 33) 【訳者補注】嘉靖三十三年汪宗元重刊『大明律例』：「知見書目」には、
三十、『大明律例』〈三十卷、續集一卷。史語所藏明嘉靖三十三年江西布政司汪宗元潘恩重刊本。〉とみえ、史語所の OPAC でも確認できる。日本では、尊經閣が同じ刊本を所蔵している。
- 34) 【訳者補注】隆慶元年巡按湖廣監察御史陳省校刊本『大明律例』：「知見書目」に、
三四、『大明律例』〈三十卷。北平圖書館藏明隆慶元年巡按湖廣監察御史陳省校刊本。〉とあり、現在は故宮博物院圖書文獻館が所蔵している。
- 35) 【訳者補注】萬曆初年巡按山東監察御史王藻校刊本『大明律例』：「知見書目」には、
三八、『大明律例』〈三十卷。國立北平圖書館藏明萬曆初年巡按山東監察御史王藻校刊本。〉とあり、現在は故宮博物院圖書文獻館が所蔵している。
- 36) 【訳者補注】『大明律例致君奇術』：「知見書目」には、
『大明律例致君奇術』〈十一卷。明朱敬循輯。日本内閣文庫藏明書林萃慶堂余彰德刊本。〉と見える。
- 37) 【訳者補注】『大明龍頭便讀傍訓律法全書』：「知見書目」には、
『大明龍頭便讀傍訓律法全書』〈十一卷、首一卷。明貢舉撰。日本内閣文庫藏明萬曆福建雙松劉朝珪安正堂刊本。〉とある。現在、この本は国立公文書館に蔵され、デジタルアーカイブにて画像も公開されている。
- 38) 【訳者補注】『新刻御頒新例三台明律正宗』：「知見書目」には、
『新刻御頒新例三台明律招判正宗』〈十三卷、首一卷。明余員註招、葉叔示判。日本尊經閣文庫藏明萬曆三十四年福建書林雙峯堂文臺余象斗重刊本。〉とあり、黄彰健は尊經閣本を見たらしい。萬曆三十四年刊本はこのほか国立公文書館および東京大学東洋文化研究所に蔵されている。
- 39) 【訳者補注】『刻御制新頒大明律例注釋招擬折獄指南』：「知見書目」には、
『刻御制新頒大明律例注釋招擬折獄指南』〈十八卷。日本蓬左文庫藏明萬曆葉氏作德堂編刊本。〉とある。このほか、東洋文庫に明金陵周氏大有堂重刊本があり、慶應大学・陽明文庫にも同名の刊本がある。
- 40) 【訳者補注】『鍔六科奏准御製新頒一王令典法律』：「知見書目」には、
『鍔六科奏准御製新頒一王令典法律』〈十八卷。不著撰人。日本尊經閣文庫藏明刊本。〉と見える。
- 41) 【訳者補注】『鼎鑄六科奏准御製新頒分類注釋刑台法律』：「知見書目」には、
『鼎鑄六科奏准御製新頒分類注釋刑台法律』〈十六卷。明蕭近高注釋。日本尊經閣文庫藏明刊本。〉とある。
- 42) 【訳者補注】『皇明條法事類纂』と『皇明成化條例』との関係については、猪俣貴幸「中央研究院傅斯年圖書館藏明鈔本『條例全文』殘本三種について」（『立命館東洋史学』(43)、2020 年）参照。『大明九卿事例案例』との関係についても、別稿の準備がある。
- 43) 『明世宗實錄』卷四三二、嘉靖三十五年二月戊午（29 日）條
- 44) 敢えて現代語訳を示せば、「吏部尚書の李默は頻繁に嚴嵩と意見を異にしていた。……嚴嵩・趙文華は李默をいよいよにくんでいた、……そこで李默が部試選人策目に「漢の武帝や唐の憲宗はいずれも英睿であったこと

から盛業を興したが、晩節には匪人を任用して敗績した」などの語があり、これが謗訕であると指摘し、このことを上奏した。……皇帝はその上疏を覽て大いに怒り、李默を鎮撫司拷訊に下した。刑部尚書何鰲は、こうして李默を「子の父を罵る者」の律に比擬して絞罪に坐した。皇帝は「律に臣下がの君主を罵る規定の文が明記されないのは、そんなことがあってはならないことを示しているのだ。今、このようなことがおこってしまった。その擬罪は等を加へて斬刑に處せ」といった。」

- 45) 敢えて現代語訳を示せば、「條例は^{あきらか}申明にして頒布された後、一切の舊時に刊刻された事例は、未だ今次の加載を反映していない。比附律條などは、^{ことごと}悉く停寢をおこなえ。すべて問刑衙門の官員が敢て恣にその喜怒に任せ、みだりに引擬した場合には「失出入律」に依って、あるいは情に移りて例に就き、ことさらに人罪を入れ、苛刻さが顯著であった場合には「故出入律」に依ってそれぞれ罪に坐す。その中でも、それが原因で人命を致死するにいたったものは、律として死罪に抵触する場合を除けば、その餘はいずれも問發して民とせよ。」
- 46) 敢えて現代語訳を示せば、「今、問刑する者は、死罪の比附に際しては、すべてみな奏請する。ところが徒流以下の比附は、奏請する場合が少ない。これではどうして罪に出入が無いことなどできようか。たとえ出入が無かったとしても、「当然上層すべき事柄を上奏しない」罪を定めた律によって論断すべきようなことである。これはよくよく思い巡らすべきことである。すべて律に罪名が無くとも、令に禁制が有る場合、それを犯したら、『大明令』に違反したとして論断する。律に正條が無く、情としてやや軽い場合には、不応杖罪によって論断する。情として軽い場合、不応答罪で論断する。今、有司は律に正條が有ったとしても、不応為として問罪している。情として軽い場合も、杖罪で問罪している。賠償能力が無い者もまた審議して稍やその能力があるとする。賠償能力が無くただちに処決すべき者は、法の範囲内において拷問を伴う訊問を行っても問題とはならない場合を除外し、その訊問時に打ち据えた数を、処刑時に打つ数と合算して減らすよう計算せずに執行している。上記の審問官による行為は全て「故入人罪」の律に依拠して罪を問うべきものである。」
- 47) 敢えて現代語訳を示すなら「すべて道理においてすべからざることをした者は答四十とする。その事理の重い場合には杖八十とする。」
- 48) 【訳者補注】『新鐫天下備覽文林類記萬書萃寶』：「知見書目」には、
『新鐫天下備覽文林類記萬書萃寶』〈四十三卷。存卷十二至十四、十六至二十一。日本東京大學東洋文化研究所藏明萬曆二十四年丙申冬月刊本。〉此書卷十八「律例門」上欄有「比附律條」八十六款。
このほか、國立民俗学博物館牧野文庫に、卷五至卷十一、卷二十二至卷二十五、卷二十七至三十、卷三十八至卷四十三の4冊が、東洋文庫に目録と卷一至卷三、卷三十一至第三十七が藏されている。
- 49) 【訳者補注】『新鐫全補天下四民利用便觀五車拔錦』：「知見書目」に、
『新鐫全補天下四民利用便觀五車拔錦』〈三十三卷。日本東京大學東方文化研究所藏明萬曆二十五年丁酉閩建書林雲齋鄭世魁編刊本。〉此書卷六「律例門」附「比附律條」八十五款。
とある。
- 50) 【訳者補注】『鼎鍔崇文閣匯纂四民捷用分類萬用正宗』：「知見書目」には、
『鼎鍔崇文閣匯纂四民捷用分類萬用正宗』〈三十五卷。明京南龍陽子輯。日本東京大學東方文化研究所藏明萬曆三十五年丁未書林余文臺刊本。〉此書卷十二「律法門」附「比附律條」八十六款。
とある。現在東文研には同名の藏書は無いが、「鼎鍔崇文閣匯纂士民萬用正宗不求人全編三十五卷」があり、「明龍陽子輯、萬曆三十五年、潭陽余文台、刊本12冊」とあるのでこれであろう。該書はほかに、國立公文書館、陽明文庫、尊經閣文庫にそれぞれ所藏が確認できる。
- 51) 【訳者補注】『新鐫燕台校正天下通行文林聚寶萬卷星羅』：「知見書目」には、
『新鐫燕台校正天下通行文林聚寶萬卷星羅』〈存卷二至三十六。日本東京大學東方文化研究所藏明萬曆刊本。〉此書卷十二「律例門」附「比附律條」八十一款。
とある。該書は蓬左文庫にも四十卷本が藏され、目録には「明徐會瀛撰。萬曆二十八年五雲豪士天樂生序、書林靜觀堂詹聖謨刊本。」とある。また、『北京圖書館古籍珍本叢刊』第七十六冊に「明徐會瀛撰。萬曆中余獻可刊本」が影印されている。
- 52) 【訳者補注】『新刊翰苑廣記補訂四民捷用學海羣玉』：「知見書目」には、
『新刊翰苑廣記補訂四民捷用學海羣玉』〈二十三卷。明京南武緯子補訂。日本東京大學東方文化研究所藏明萬曆三十五年閩建熊冲宇種德堂刊本。〉此書卷八「律法」收有「比附律條」八十五款。
とある。
- 53) 【訳者補注】『新刻艾先生天祿閣匯編採精便覽萬寶全書』：「知見書目」には、
『新刻艾先生天祿閣匯編採精便覽萬寶全書』〈三十七卷。明艾南英編。日本東京大學東方文化研究所藏明崇禎元年書林存仁堂陳懷軒刊本。〉此書卷八「法律門」附「欽頒問刑律」（按即「比附律條」）六十五款。
とあり、日本にはこの三十七卷（書林存仁堂陳懷軒）本が東文研と東大総合図書館に、三十五卷（潭邑書林三槐堂王泰源）本が蓬左文庫や関西大学、國立公文書館に藏されている。

- 54) 【訳者補注】『大清律集解附例』：これは「知見書目」にない。『大清律』については、『清世祖章皇帝實錄』卷三一、順治四年三月乙丑（24日）條に「大清律成。命頒行中外」とあり、清律各版本には均しく「御製大清律序（順治三年五月）」が冒頭に附される。巻首の封面には「大清律」と大書され、巻首附録第一行目には「大清律附（順治二年奏定）」と書かれる。巻一以降の行頭書名は「大清律集解附例卷之〇」となっている。この名は御製序に「乃允刊布、名曰大清律集解附例。」と見える。国立公文書館蔵本の封面には「奉旨增添新例入律」と書かれ、康熙三年三月十二日付けの「奉旨增添入律」により、第六冊末尾に「清律新例」が附載されていることから、康熙以降の刊本である可能性が高い。
- なお、順治律の版本などについては、鄭泰「順治三年律考」（『法學研究』（102）、1996年）に詳しい。
- 55) 敢えて現代語訳を示せば、「比附律條は、革除されて以来久しく使われていないが、今また参考のためにここに書きとどめておく。」
- 56) 【訳者補注】『大清律例通考』：この本は「知見書目」にない。吳壇による『大清律例』考訂本。初刊は乾隆四十三（1778）年。吳壇は字を紫峰といい、山東海豐の人。乾隆二十六（1761）年の進士。乾隆四十五（1780）年に卒している。父の吳紹詩は乾隆初年の修律に修纂官として『大清律例』の重修に参加している。吳壇は刑部主事、右侍郎、江蘇巡撫などを歴任し、『大清律例通考』は江蘇巡撫在任中の著作である。『大清律例通考』には乾隆四十三年刻本（二十八冊本）と光緒三年刻本（三十冊本）とがある。
- 57) 敢えて現代語訳を示せば、「謹んで考察するに、以上の比附律條を数えたところ、順治・康熙の律に掲載されているものは合計六十九条あり、いずれも明律の旧例に則ったもので、「比附律條」の四字の下に注釈して「比附律條は、革除されて以来久しく使われていないが、今また参考のためにここに書きとどめておく」と書かれている。そしてその傍らにも批評が書き加えられ、「あるいは万が一にも引くべきではないものがある場合には、しかるべき手続きの後にその判断に従う」などの語が見える。【わたくし彰健が参見した清順治律の刊本には、この旁批が見当たらない。この旁批はおそらく康熙律の刊本に見えるものであろう。後考を俟ちたい。】雍正三（1725）年、律例館が奏准して四十一条を削除し、別記して後ろに付け加え、律條の注釈としてわずかに二十八条のみを残し、さらに「強盜や窃盜の犯人が、捕り手役人に帶同して自首し、恩赦や賄賂によって故意に事実を捏造するよう求めるなどの弊害がある場合には、受財故縱律に比照し処罰する」の一條、及び「職貢監生を考査する際、偽名を使って他人になりすます者は、詐假官律に比照して処罰する」の一條を追加し、合計三十条を編纂して右の通りに列挙し、今に至るまでこれに依拠しているのである。
- さらに考察するに、さきの三十条の中に、すでに確定して律の正条となり、もとの律に加えられ、比照の形で使われなくなったものもあれば、現行の条例と一致しないものもあるため、それらはいずれも削除すべきである。例えば「強盜や窃盜の犯人が、捕り手役人に帶同して自首する」の一條は、すでに「名例律・犯罪自首」の条文の中に入れられて、律の正条となっている。また「職貢監生を考査する際、偽名を使って他人になりすます者」の一條は、すでに「吏律・職制・貢舉非其人」の条文の中に入れられて、律の正条となっている。また「一般人を事件に巻き込んで死に至らせる」の一條も、またすでに「刑律・訴訟・誣告」の条文の中に入れられて、律の正条となっている。いずれも「比依」の字を使用してはならないのである。」
- 58) 敢えて現代語訳を示せば、「私どもが「比附律條」を調べましたところ、もともと合計三十条でしたが、光緒三十（1904）年、すでに刑部の上奏に従って十条を削除しました。「仏教や道教の弟子と師匠とが共謀して罪を犯す」などの十五条は、いままさに分類・編集してそれぞれの律例に合併しましたが、それ以外にもなお削除するよう議論すべきものが五条ございます。謹んでそれぞれに原案を作成し、この後に列挙いたします。」
- 59) 【訳者補注】『明清史研究叢稿』：この本は臺灣商務印書館から1977年に刊行された。「洪武永樂朝の榜文峻令」を含む27篇の明清史に関する論文を収録する。
- 60) 敢えて現代語訳を示せば、「成化十五年五月庚午、兵部左侍郎馬文升を辺境に流して四川重慶衛において従軍させた。初め、馬文升は敕命を奉じて遼東に赴き夷人を安撫したが、その時太監汪直もまた監察のために派遣されていたため、巡撫都御史陳鉞は馬文升のことを汪直に讒言した。汪直が北京に戻ったところ、たまたま兵部尚書余子俊が陳鉞の題本を弾劾したため、陳鉞は馬文升の行為に疑念を抱き、とうとう汪直をそそのかしてこう上奏した。「馬文升は好き勝手に事を行っているが、邪惡な意図を抱いて忠実でないため、夷人を安撫しようにも手立てが無く、とうとう辺境に不和を生じさせるに至ったのである」と。思うに建州と海西では、夷は一種だけではなく、馬文升が彼らを招撫して多くを服属させたものの、時折服従せずに辺境を侵略する者がいたため、そこで汪直はこれを口実として馬文升を陥れたのである。錦衣衛指揮吳綬は汪直の意を承けて、こじつけによって立件し、刑部もあえて反対せず、「指揮千百戶致所部軍人反叛者」の律に比附して、遂に辺境に流して従軍するよう命じたが、人々はみなこれを冤罪と見なした。」
- 61) 敢えて現代語訳を示せば、「嘉靖二十年四月己卯、江西進賢縣民熊恩榮は『敬一箴』注解を著して献上し、これを頒布して教科のために併用し、さらに在野の人を科挙出身者と合わせ用いるよう要望した。皇帝はこれに怒り、熊恩榮を逮捕して法司に下して厳しく訊問するよう命じたため、「妄生異議、變亂成法」律に比附して、

斬刑に引き当てたところ、詔を下して許可した。」

- 62) 敢えて現代語訳を示せば、「嘉靖三十年四月壬午、経略京城内外都察院左副都御史商大節が以下のように上奏した。「私は、命を受けて北京の内外を統治しておりますが、事態がいまだ安定せず、管理がいまだ不備な点があるため、私はそれを斟酌して奏請し、まだ至らないところを補助することしかできません。大きな兵力が手元にあるわけでもないため、もっぱら防御を職責としております。今、咸寧侯仇鸞は北京の四方の郊外を私に分担させ、さらにこう言いました。「平時は城壁を修築して軍事訓練を行い、警報が発せられれば機に乗じて侵入軍を殲滅せよ」と。すなわち北京の利害は私が一身に受け持っているのです。仇鸞が配置した人馬の数を調査するに及び、ただ単に北京駐屯軍のうち弱兵を留めて九門を防御させ、しかも仇鸞自らが精鋭五万を率いて途中で敵軍を迎撃する作戦となっております。もしモンゴル側にこれを知る者がおり、一部隊をもって仇鸞軍を攻撃し、別の一部隊を率いて北京に進軍した場合、仇鸞の方は進退に窮し、北京の方は救援しようにも兵力がありません。昨年事件は、参考とすべき直近の事例なのであり、私に委ねていたずらに防御させようとしても、それは困難です。しかも私が命を奉じて指揮している参将の麻宗らは、官軍を巡捕するだけで、仇鸞はまたしばしば部隊を分けて駐屯させ、そのことを私に知らせないため、巡捕官軍は事実上わたくしの指揮下にはありません。悪人が隙を突いて密かに行動した場合、急場に応じて誰がそれを押さえ込めばよいのでしょうか。どうか兵部に命じて、勅諭に列挙されているところに従うべき範囲と、仇鸞の配置したところに従うべき範囲について、また麻宗の人馬のうちどれだけを私の所属とし、どれだけを仇鸞に所属させ、どれだけを兵部の所属とするのかについて、そのほか城堡の修築、兵馬の訓練、錢糧の備蓄、必要な人員を何名所属させるべきかなどについて、詳しく議論させてください。さらに皇帝陛下におかれましては速やかに裁定して、実施に便宜をお与えくださいますようお願いいたします」と。上奏文が受理されると、皇帝はこれを読んで商大節の憶測と責任逃れの姿勢に怒り、錦衣衛に命じて鎮撫司に逮捕護送させて厳しく訊問し、法司は商大節の罪を擬して「領兵官已承調遣、不依期進兵策應、因而失誤軍機」律に比附して斬罪に処すべしとした。(…中略…)すでに大学士嚴嵩らがこの件についてこう述べた。「商大節はその罪は免れないものの、ただ法司の比附による擬罪は、犯した罪に見合わない点があるようです。案ずるにもとの律に言うところの、敵に臨んだ際、兵を進軍させるのに連携を取らず、軍機を誤つ結果となったという点についてです。今、商大節は責任を回避しようとしてはおりますが、そのことは陣に臨んで機を失うことの比ではございません。お願いですから皇上におかれましてはややその天威を晴らして、商大節の死を許し、しばらく極辺に発遣して兵役に充てられんことを」と。(…中略…)皇帝は許さなかった。
- 63) 敢えて現代語訳を示せば、「明の時代には律例以外にも、比附律 60 条あまりが存在し、嘉靖年間に奏准して加えられたものである」と述べられている。思うに例に専門の条文が無いために、これによって罪を定める必要があったためである。清朝の時代にはしばしば増減を行い、ただ 30 条を残すだけである。明代の律例に比附律 60 条あまりが存在すると言っているのは、順治律の比附律條の数を嘉靖時代の「比附律條」の数と誤認してしまったためである。よって「嘉靖年間に奏准して加えられたものである」と言っているのも、やはり史実とは符合しないのである。」

附記

本稿は、立命館大学の「学生研究会活動支援制度」(2017-2021 年度)の成果の一部である。翻訳の掲載にあたっては、中央研究院歴史語言研究所出版品編輯委員會より、猪俣および明律研究會に対して特別に許可を頂くことが出来た。鄭雅如氏のご協力に感謝します。

猪俣 貴幸 (本学大学院博士後期課程)